

令和6年度
上半期

財政状況の公表

御所市告示145号

御所市財政状況の作成及び公表に関する条例(昭和33年御所市条例第49号)第2条の規定により公示する。

令和6年12月1日

御所市長 山田 秀士



企業会計収支の状況

令和6年9月30日現在

単位：千円

会計別	収益的収入		収益的支出		資本的収入		資本的支出	
	予算現額	収入済額	予算現額	支出済額	予算現額	収入済額	予算現額	支出済額
水道事業会計	820,986	354,372	916,883	259,419	346,151	59,906	520,252	108,304
下水道事業会計	559,077	306,497	553,711	59,520	402,469	1,330	607,063	165,555

市の概況

人口	男	10,940人
	女	12,355人
	計	23,295人
世帯数	11,978世帯	
面積	60.58k㎡	

令和6年9月30日現在 住民基本台帳による

市有財産の状況

	建物	200,015㎡
	行政財産	198,999㎡
	普通財産	1,016㎡
	土地	2,516,011㎡
	行政財産	1,540,413㎡
	普通財産	975,598㎡
	うち山林	814,199㎡
基金	有価証券	2,776千円
	市債管理基金	1,040,542千円
	福祉基金	82,101千円
	ふるさと創生基金	184,563千円
	公共施設整備基金	693,376千円
	水洗便所改造資金貸付基金	15,000千円
	職員退職手当基金	0千円
	介護保険給付費準備基金	531,063千円
	国民健康保険財政調整基金	0千円
	福祉医療費資金貸付基金	10,000千円
	教育振興基金	17,179千円
	坂本奨学基金	4,782千円
	財政調整基金	2,705,341千円
	まちづくり推進基金	406,015千円

一般会計収支の状況

令和6年9月30日現在繰越分含む 単位：千円

※各項目の上段は現計予算額、下段は収入済額・支出済額

2,731,619	市税	議会費	156,089
1,692,111			77,380
108,014	地方譲与税	総務費	2,006,115
31,394			626,219
1,196	利子割交付金	民生費	5,982,916
487			2,178,662
30,607	法人事業税交付金	衛生費	2,229,043
20,179			783,743
15,441	自動車税環境性能割交付金	農林業費	205,550
4,981			46,703
5,725,000	地方交付税	商工費	557,821
3,316,044			139,925
134,059	分担金及び負担金	土木費	2,008,484
11,469			656,860
406,068	使用料及び手数料	消防費	1,335,341
201,045			258,008
2,754,032	国庫支出金	教育費	1,468,195
850,749			471,345
856,759	県支出金	災害復旧費	36,000
37,812			0
38,935	財産収入	公債費	2,541,162
16,864			855,155
1,460,236	繰入金	予備費	46,898
0			0
2,779,100	市債		
0			
436,996	繰越金		
779,874			
1,095,552	その他		
526,490			

予算現額	18,573,614千円	歳入	歳出	予算現額	18,573,614千円
収入済額	7,489,499千円			支出済額	6,094,000千円

特別会計収支の状況

令和6年9月30日現在

単位：千円

会計別	予算現額	収入額	支出額
国民健康保険事業特別会計	3,312,676	1,337,826	1,182,545
学校給食費特別会計	72,400	20,990	27,382
介護保険事業特別会計	3,976,445	1,586,411	1,553,328
後期高齢者医療保険事業特別会計	606,374	190,089	197,799

一時借入金の現在高

令和6年9月30日現在 単位：千円

会計別	現在高
一般会計	0
国民健康保険事業特別会計	0
下水道事業会計	0

令和5年度決算の状況

一般会計

単位：千円

歳入総額 19,556,696千円		歳出総額 18,776,822千円	
金額	費目	費目	金額
2,837,557	市税	議会費	146,701
100,964	地方譲与税	総務費	1,679,873
1,142	利子割交付金	民生費	5,679,852
32,168	配当割交付金	衛生費	1,985,880
35,280	株式等譲渡所得割交付金	農林業費	173,035
34,057	法人事業税交付金	商工費	403,100
547,553	地方消費税交付金	土木費	1,324,734
12,643	ゴルフ場利用税交付金	消防費	3,405,041
15,876	自動車税環境性能割交付金	教育費	1,175,291
12,671	地方特例交付金	災害復旧費	35,802
5,819,476	地方交付税	公債費	2,767,513
2,208	交通安全対策特別交付金		
68,729	分担金及び負担金		
389,382	使用料及び手数料		
2,693,670	国庫支出金		
817,321	県支出金		
42,491	財産収入		
51,509	寄附金		
282,360	繰入金		
861,086	諸収入		
4,019,300	市債		
877,086	繰越金		
2,167	自動車取得税交付金		

特別会計

単位：千円

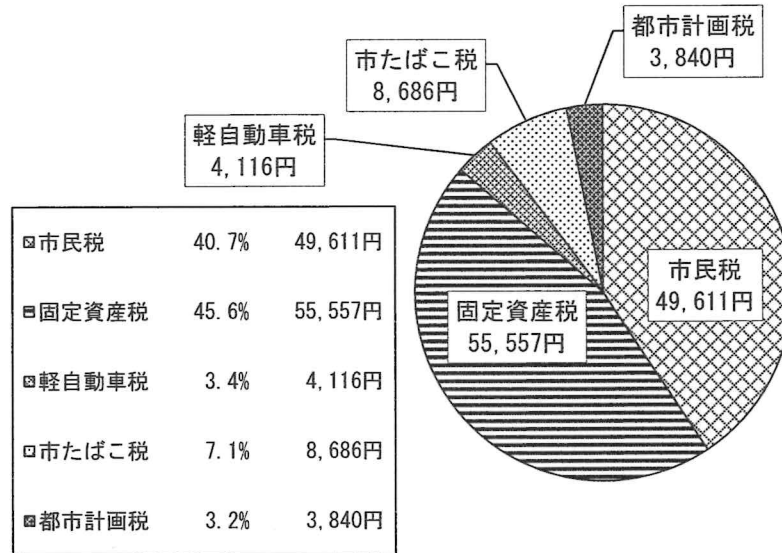
会計別	決算額
国民健康保険事業特別会計	3,139,785
学校給食費特別会計	70,429
国民宿舎葛城高原ロッジ特別会計	80,221
介護保険事業特別会計	3,897,392
後期高齢者医療保険事業特別会計	540,642

企業会計

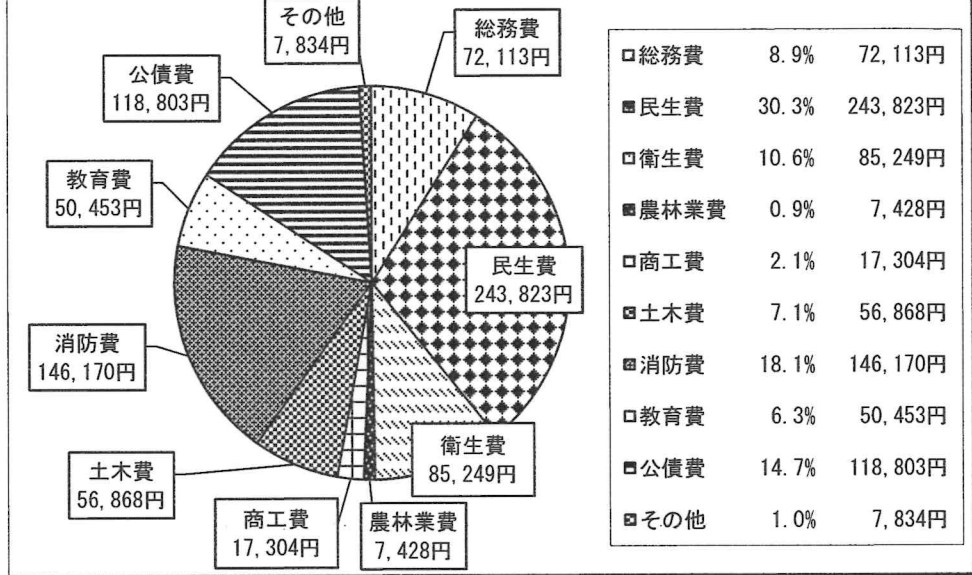
単位：千円

会計別	収益的収入	収益的支出	資本的収入	資本的支出
	決算額	決算額	決算額	決算額
水道事業会計	895,795	847,182	371,644	479,387
下水道事業会計	558,724	524,005	553,852	851,789

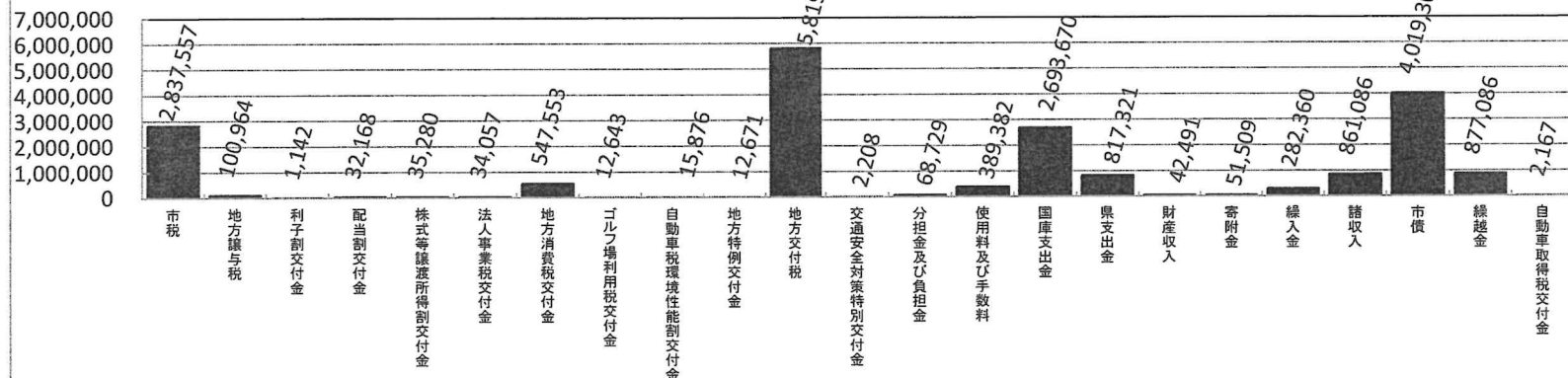
令和5年度歳入決算における市税を令和6年9月30日現在の人口（23,295人）で除した数値。（1人当り121,810円）



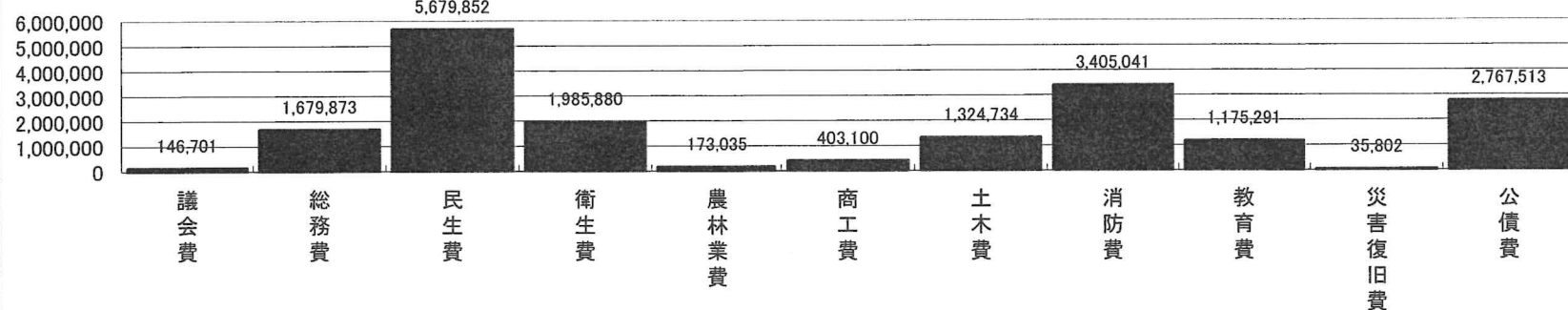
令和5年度歳出決算を令和6年9月30日現在の人口（23,295人）で除した数値。（1人当り806,045円）



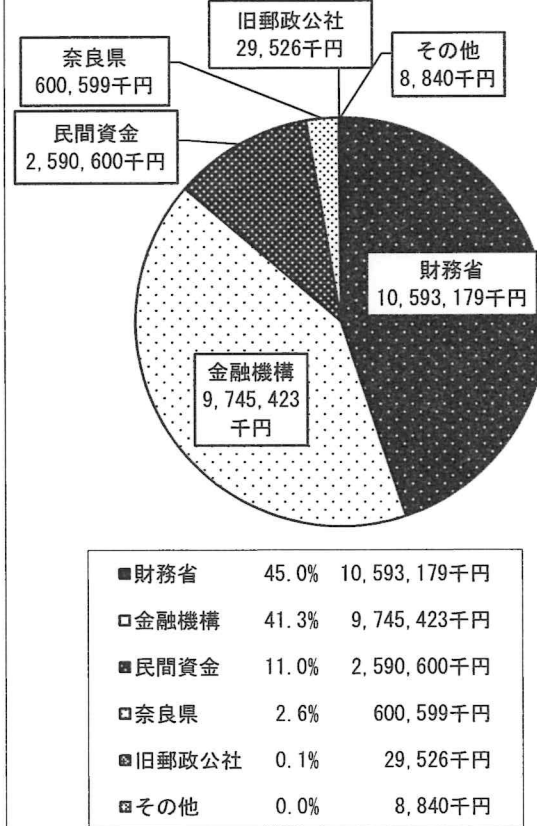
歳入総額(単位:千円)



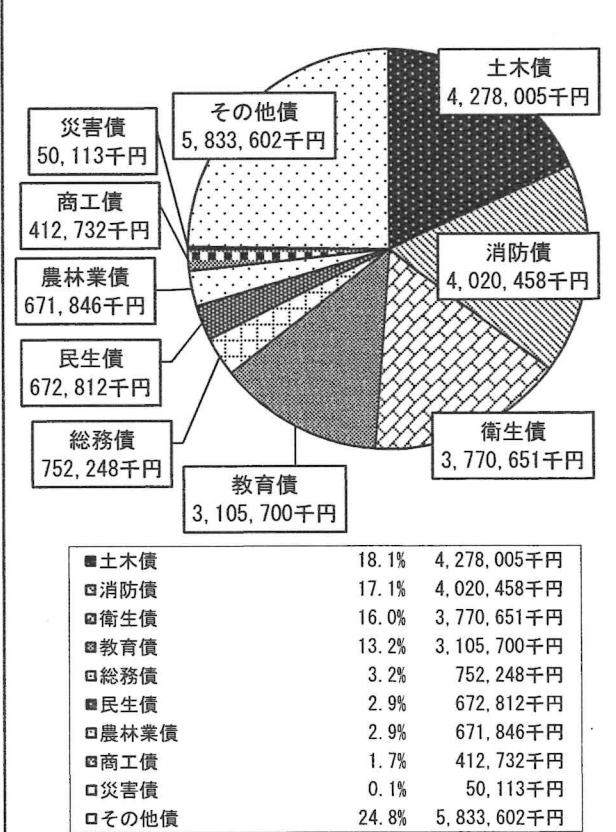
歳出総額(単位:千円)



一般会計市債の現在高（借入先別）
（総計23,568,167千円）



一般会計市債の現在高（目的別）
（総計23,568,167千円）





御所市選挙管理委員会告示第55号

令和6年12月2日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和6年12月2日

御所市選挙管理委員会
委員長 田 仲 隆 行



50分の1の数	414人
6分の1の数	3,446人
3分の1の数	6,891人



御所市教育委員会規則第8号

御所市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月2日

御所市教育委員会教育長 春田 晋司



御所市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

御所市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成31年御所市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条、第3条第1項、第4条第3項及び第5条第2項第3号中「第47条の6」を「第47条の5」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

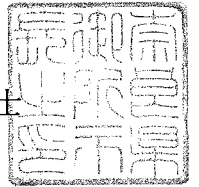


御所市告示第146号

御所市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年12月2日

御所市長 山田 秀士



御所市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する告示

御所市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（平成20年御所市告示第43号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「適用しない。）」の次に「なお、その者の所得が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準を超えた場合であっても、その後1年間に限り、引き続き対象者とする。」を加える。

第7条第1項第2号を次のように改める。

(2) 次に掲げるいずれかの書類

ア 当該対象者に係る児童扶養手当証書の写し

イ 当該対象者の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額並びに加算対象扶養親族（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する扶養親族のうち控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族以外のものをいう。以下同じ）及び生計維持児童（受給希望者の扶養親族でない児童で受給希望者が生計を維持しているものをいう。以下同じ）の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書（様式第2号））及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

ウ 当該対象者の前々年（1月から7月までの間に申請する場合には、3年前の年）の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書（様式第2号））及び当該控除対象扶養親族の前々年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

第7条第2項第2号を次のように改める。

(2) 次に掲げるいずれかの書類

ア 当該対象者に係る児童扶養手当証書の写し

イ 当該対象者の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（16歳以上19歳未満

の控除対象扶養親族に関する申立書（様式第2号））及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

ウ 当該対象者の前々年（1月から7月までの間に申請する場合には、3年前の年）の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書（様式第2号））及び当該控除対象扶養親族の前々年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、令和6年8月30日から適用する。



御所市告示第147号

御所市国民健康保険における特別療養費の支給等に係る取扱要綱を次のように定める。

令和6年12月2日

御所市長 山田 秀士



御所市国民健康保険における特別療養費の支給等に係る取扱要綱
(趣旨)

第1条 この告示は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「施行令」という。）及び国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、被保険者間の負担の公平及び国民健康保険財政の安定化を図るため、施行規則第27条の4の4の規定による取組を実施してなお特別な事情もなく国民健康保険税（以下「保険税」という。）を滞納している世帯主（以下「滞納世帯主」という。）及び当該世帯に属する被保険者（以下「滞納世帯の被保険者」という。）に対し、療養の給付又は入院時食事療養費等（入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費又は訪問看護療養費をいう。）の支給（以下「療養の給付等」という。）に代えて行う特別療養費の支給その他の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(特別療養費の支給に係る措置)

第2条 法第54条の3第1項の規定に該当するときは、滞納世帯の被保険者に対する療養の給付等に代えて、滞納世帯主に対し、特別療養費を支給する。この場合において、市長は、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条の規定による弁明の機会の付与のため、滞納世帯主に対し、弁明の機会の付与通知書（様式第1号）によりあらかじめ通知し、期限までに弁明がないとき又は弁明によっても予定されている当該処分が正当であると認められるときは、法第54条の3第3項の規定により、滞納世帯主に対し、特別療養費の支給に係る事前通知書（様式第2号）により事前に通知するものとする。

2 前項の規定は、法第54条の3第2項の規定により特別療養費を支給する場合について準用する。

3 滞納世帯の被保険者が資格確認書の交付を受けているときは、施行規則第27条の5の2第1項及び同条第2項の規定により、滞納世帯主に対し、資格確認書返還通知書（様式第3号）により通知し、その返還を求めるものとする。

4 前項の規定により返還を求めた資格確認書が返還されることなく施行規則第7条の2第4項の規定により無効となったときは、当該資格確認書が返還されたものとみなす。

- 5 第3項の規定により資格確認書が返還されたとき（前項の規定により資格確認書が返還されたものとみなすときを含む。）は、滞納世帯主に対し、施行規則第27条の5の2第4項の規定による資格確認書を交付するものとする。

（適用除外）

第3条 滞納世帯主又は滞納世帯の被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、特別療養費の支給に係る措置を講じず、療養の給付等を行うものとする。

- （1） 滞納世帯主が施行令第28条の6に規定する特別の事情があるとき。
- （2） 滞納世帯の被保険者が法第54条の3第1項に規定する原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができるとき。
- （3） 滞納世帯の被保険者が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるとき。

（特別療養費の支給に係る措置の解除）

第4条 特別療養費の支給に係る措置を受ける滞納世帯主又は滞納世帯の被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、滞納世帯主に対し、療養の給付等に係る事前通知書（様式第4号）によりあらかじめ通知した上で、その措置を解除し、療養の給付等を行うものとする。

- （1） 滞納している保険税を完納したとき又は市長が滞納額の著しい減少を認めたとき。
- （2） 滞納世帯主が施行令第28条の7に規定する特別の事情があるとき。
- （3） 滞納世帯の被保険者が法第54条の3第1項に規定する原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者となったとき。
- （4） 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

- 2 前項の規定により特別療養費の支給に係る措置を解除する場合において、当該世帯の被保険者が施行規則第27条の5の2第4項の規定による資格確認書の交付を受けているときは、施行規則第7条の2第1項及び同条第3項の規定により、資格確認書を更新するものとする。

（特別の事情に関する届出）

第5条 第3条第1号に該当する滞納世帯主は、施行規則第27条の5の4第1項の規定により国民健康保険税の滞納に係る特別事情届出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

- 2 第4条第1項第1号に該当する滞納世帯主は、施行規則第27条の5の4第2項の規定により国民健康保険税の滞納に係る特別事情届出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、施行規則第27条の5の4第3項の規定により、前2項の規定による届出書に特別の事情があることを明らかにする書類を添付するよう求めることができる。

（原爆一般疾病医療費の支給等に関する届出）

第6条 第3条第2号に該当する滞納世帯の被保険者がいる滞納世帯主は、施行規則第27条の5の5第1項の規定により原爆一般疾病医療費の支給等に係る届出書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 第4条第1項第3号に該当する滞納世帯の被保険者がいる滞納世帯主は、施行規則第27条の5の5第2項の規定により原爆一般疾病医療費の支給等に係る届出書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

3 施行規則第27条の5の5第3項の規定により、前2項の規定による届出書に当該被保険者が原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者であることを証する書類を添付するものとする。

（特別療養費の支給に係る措置の更新）

第7条 特別療養費の支給に係る措置を受ける滞納世帯主が、資格確認書における有効期間内において、第4条第1項各号のいずれにも該当しない場合は、引き続き特別療養費の支給に係る措置を受けるものとする。

2 前項の規定により特別療養費の支給に係る措置を更新しようとするときは、あらかじめ滞納世帯主に対し、特別療養費の支給に係る更新通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（世帯員の異動等）

第8条 世帯の合併、分離又は世帯主変更等により、世帯員の異動又は世帯構成の変動があった場合は、納税義務者である世帯主の状況により、特別療養費の支給に係る措置又はその措置の解除について判断する。

（特別療養費の支給申請）

第9条 滞納世帯主が特別療養費の支給を受けようとするときは、治療に要した費用に係る医療機関等の領収書等証拠書類を添えて、特別療養費支給申請書により申請しなければならない。

（保険給付の一時差止）

第10条 市長は、法第63条の2第1項の規定により、1年6月間が経過するまでの間に、保険税納付の勧奨等を行ってもなお滞納世帯主が当該保険税を納付しない場合は、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする。

2 市長は、法第63条の2第2項の規定により、1年6月間が経過しない場合においても、保険税納付の勧奨等を行ってもなお滞納世帯主が当該保険税を納付しない場合は、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めることができる。

3 前2項の規定により、保険給付の支払の一時差止をするときは、保険給付の支払の一時差止通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（保険給付の支払の一時差止の解除）

第11条 保険給付の支払の一時差止の措置の解除については、第4条の規定を準用する。

（保険給付の額からの滞納保険税の控除）

第12条 市長は、法第63条の2第3項の規定により、保険給付の支払の一時差止に係る保険給付の額から当該滞納している保険税額を控除することができる。

2 前項の規定により、保険給付の額から保険税の滞納額を控除するときは、施行規則第32条の5の規定により、滞納世帯主に対し、保険給付額からの滞納国民健康保険税の控除通知書（様式第9号）によりあらかじめ通知するものとする。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行する。
(御所市国民健康保険税滞納世帯に係る被保険者証・被保険者資格証明書の交付等事務処理要綱の廃止)
- 2 御所市国民健康保険税滞納世帯に係る被保険者証・被保険者資格証明書の交付等事務処理要綱（平成21年御所市告示第41号）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 第2条第1項の規定による事前通知を行う場合において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定に該当するときは、なお従前の例による。
- 4 この告示の施行の際現に資格証明書の交付を受ける者の属する世帯の滞納世帯主が、その有効期間内において第4条第1項各号のいずれにも該当しない場合は、第7条第1項及び第2項の規定を準用し、当該滞納世帯の被保険者が法36条第3項に規定する電子資格確認を受けることができない状況にあるときは、施行規則第27条の5の2第4項の規定による資格確認書を交付するものとする。



御所市告示第148号

御所市重度心身障害老人等医療費助成要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年12月2日

御所市長 山田 秀士



御所市重度心身障害老人等医療費助成要綱等の一部を改正する告示
(御所市重度心身障害老人等医療費助成要綱の一部改正)

第1条 御所市重度心身障害老人等医療費助成要綱(平成23年御所市告示第82号)の一部を次のように改正する。

第3条中「、高齢者医療確保法に基づく被保険者証及び身体障害者にあつては身体障害者手帳を、知的障害者にあつては療育手帳を添えて」を「及び身体障害者にあつては身体障害者手帳を、知的障害者にあつては療育手帳を添え、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を提供し、又は資格確認書等を添付する方法(以下「個人番号提供等」という。)により被保険者であることの確認を受けたうえ、」に改める。

第8条第1項中「高齢者医療確保法に基づく被保険者証及び身体障害者にあつては身体障害者手帳を、知的障害者にあつては療育手帳を添えて」を「身体障害者にあつては身体障害者手帳を、知的障害者にあつては療育手帳を添え、個人番号提供等により被保険者であることの確認を受けたうえ、」に改める。

様式第1号中「第3条関係」を「第3条、第8条関係」に、「御所市長 様」を「(宛先) 御所市長」に、

「
申請者 住所
氏名
電話 自宅
連絡先
を
」

「
年 月 日
申請者 住所
氏名
電話 自宅
連絡先
に改め、
」

「必要のあるときは」の次に「加入医療保険に関し、個人番号提供等により調査すること及び」を加え、「心身障害者手帳 級」を削り、「有効年月日」を「有効期限」に、「店名」を「支店名」に、「印」を「@」に改める。

(御所市精神障害者医療費助成事業(後期高齢者)実施要綱の一部改正)

第2条 御所市精神障害者医療費助成事業(後期高齢者)実施要綱(平成27年御所市告示第48号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「に次に掲げる書類」を「の提出と併せて、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を提供し、又は資格確認書等を添付する方法により高齢者医療確保法の規定による被保険者等であることの確認を受けたうえ、次に掲げる書類」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

様式第1号中「御所市長 様」を「(宛先)奈良県御所市長」に、
「
次のとおり申請します。 を
」

「
次のとおり申請します。
なお、必要のある時は加入医療保険に関し、個人番号提供等により調査すること及び前年中の所得状況に関し、税務関係当局 に改める。
において調査することに同意します。
」

様式第2号中「御所市長 様」を「(宛先)奈良県御所市長」に改める。

(御所市国民健康保険人間ドック検診助成要綱の一部改正)

第3条 御所市国民健康保険人間ドック検診助成要綱(平成7年御所市告示第54号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中「保険証番号」を「記号・番号」に改める。

(御所市国民健康保険脳ドック検診助成要綱の一部改正)

第4条 御所市国民健康保険脳ドック検診助成要綱(平成19年御所市告示第86号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中「保険証番号」を「記号・番号」に改める。

(御所市特定健康診査及び特定保健指導実施要綱の一部改正)

第5条 御所市特定健康診査及び特定保健指導実施要綱(平成20年御所市告示第55号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「者は、」の次に「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づく電子資格確認等により被保険者等であることの確認を受けたうえ、」を加え、「及び国民健康保険被保険者証(以下「保険証」という。)」を削る。

第6条中「受診者は、受診費用として1,000円を自己負担するもの」を「受診費用は、無料」に改める。

第14条第2項中「者は、」の次に「国民健康保険法に基づく電子資格確認等により被保険者等であることの確認を受けたうえ、」を加え、「及び保険証」を削る。

様式第1号中「受診券と被保険者証」を「電子資格確認等により被保険者等であることの確認を受け、受診券」に改める。

様式第2号中「利用券と被保険者証」を「電子資格確認等により被保険者等であ

ることの確認を受け、利用券」に改める。

(御所市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する取扱要綱の一部改正)

第6条 御所市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する取扱要綱（令和3年御所市告示第24号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「国民健康保険被保険者証に添えて」を「国民健康保険法に基づく電子資格確認等により被保険者等であることの確認を受けたうえ、」に改める。

様式第1号、様式第6号及び様式第9号中「御所市長 様」を「(宛先) 御所市長」に改める。

(御所市介護保険料の徴収猶予及び減免取扱要綱の一部改正)

第7条 御所市介護保険料の徴収猶予及び減免取扱要綱（平成13年御所市告示第9号）の一部を次のように改正する。

別表第5号の部添付書類の欄中「医療保険被保険者証の写し」を「医療保険資格確認書等医療保険資格のわかるものの写し」に改める。

(御所市介護保険の保険給付の制限に関する要綱の一部改正)

第8条 御所市介護保険の保険給付の制限に関する要綱(平成14年御所市告示第60号)の一部を次のように改正する。

様式第12号及び様式第19号中「医療保険被保険者証記号番号」を「医療保険被保険者記号番号」に改める。

(御所市社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度に係る助成事業実施要綱の一部改正)

第9条 御所市社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度に係る助成事業実施要綱（平成17年御所市告示第62号）の一部を次のように改正する。

第7条第4号中「医療保険証の写し」を「医療保険資格確認書等医療保険資格のわかるものの写し」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）第10条の規定による改正前の国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定により交付されている被保険者証又は被保険者資格証明書、第12条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定により交付されている被保険者証又は被保険者資格証明書その他の医療保険被保険者証については、有効期間が経過するまでの間（当該有効期間の末日が令和7年12月1日以後であるときは、同日までの間とする。）は、なお従前の例による。

3 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の御所市精神障害者医療費助成事業（後期高齢者）実施要綱、御所市国民健康保険人間ドック検診助成要綱、御所市国民健康保険脳ドック検診助成要綱及び御所市特定健康診査及び特定保健指導実施要綱に規定する様式による用紙で残存するものは、所要の修正を加え、なお使用す

ることができる。

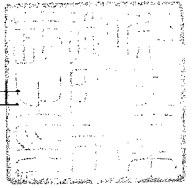


御所市告示第149号

御所市がん検診費用助成事業実施要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和6年12月2日

御所市長 山田 秀士



御所市がん検診費用助成事業実施要綱を廃止する告示

御所市がん検診費用助成事業実施要綱（平成26年御所市告示第79-2号）は、廃止する。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

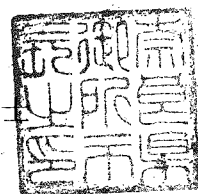


御所市規則第29号

御所市福祉医療費資金貸付基金条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月2日

御所市長 山田 秀



御所市福祉医療費資金貸付基金条例施行規則等の一部を改正する規則
(御所市福祉医療費資金貸付基金条例施行規則の一部改正)

第1条 御所市福祉医療費資金貸付基金条例施行規則（平成17年御所市規則第19号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「下さい」を「ください」に、「被保険者証又は組合員証に添えて」を「電子資格確認等により被保険者等であることの確認を受ける際に、」に改める。

様式第4号中「御所市長 様」を「(宛先) 御所市長」に改める。

(御所市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 御所市子ども医療費の助成に関する条例施行規則（昭和48年御所市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第2条中「に、当該子どもに係る国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づく被保険者証若しくは被保険者資格証明書又は社会保険各法に基づく被保険者証、組合員証若しくは加入者証及び所得の状況を証する書類を添えて」を「の提出と併せて、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を提供し、又は資格確認書等を添付する方法（以下「個人番号提供等」という。）により当該子どもが国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は社会保険各法の規定による被保険者等であることの確認を受けたうえ、」に改める。

第5条第1項中「に子どもに係る国民健康保険法に基づく被保険者証若しくは被保険者資格証明書又は社会保険各法に基づく被保険者証、組合員証若しくは加入者証及び所得の状況を証する書類を添え」を「の提出と併せて、個人番号提供等により子どもが国民健康保険法又は社会保険各法の規定による被保険者等であることの確認を受けたうえ」に改める。

様式第1号中「第2条関係」を「第2条、第5条関係」に、「御所市長 様」を「(宛先) 御所市長」に改め、「同意します。」の次に「また、必要のあるときは加入医療保険に関し、個人番号提供等により調査することに同意します。」を加え、

「

申請者の住所
氏名

を

」

「

申請者の住所
氏名

に改める。

④

」

様式第2号中「健康保険証等を使って」を「電子資格確認等により被保険者等であることの確認を受けて」に、「健康保険証等に添えて」を「電子資格確認等により被保険者等であることの確認を受ける際に、」に改める。

(御所市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則の一部改正)

第3条 御所市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則(昭和53年御所市規則第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「添付して」を「添付し、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を提供し、又は資格確認書等を添付する方法(以下「個人番号提供等」という。)により国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は社会保険各法の規定による被保険者等であることの確認を受けたうえ、」に改め、「、第3号の書類を除き」を削り、同項第3号を削る。

第5条第1項中「添付して」を「添付し、個人番号提供等により国民健康保険法又は社会保険各法の規定による被保険者等であることの確認を受けたうえ、」に改める。

様式第1号中「第2条関係」を「第2条、第5条関係」に、「御所市長 様」を「(宛先) 御所市長」に改め、「必要のあるときは」の次に「加入医療保険に関し、個人番号提供等により調査すること及び」を加え、「ひとり親世帯番号」を削り、「店名」を「支店名」に、「記号番号」を「記号・番号」に改める。

様式第2号及び様式第2号の2中「健康保険証等を使って」を「電子資格確認等により被保険者等であることの確認を受けて」に、「健康保険証等に添えて」を「電子資格確認等により被保険者等であることの確認を受ける際に、」に改める。

(御所市母子保健法に基づく養育医療の給付等に関する規則の一部改正)

第4条 御所市母子保健法に基づく養育医療の給付等に関する規則(平成25年御所市規則第6号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「
被 保 険 者 証 等 の
記 号 及 び 番 号
」 を 「
加 入 医 療 保 険 の
記 号 ・ 番 号
」 に、

「御所市長 様」を「(宛先) 御所市長」に改める。

様式第5号中「御所市長 様」を「(宛先) 御所市長」に改める。

様式第6号中

「
被 保 険 者 証 等 の
記 号 及 び 番 号 の 変 更
」 を 「
加 入 医 療 保 険 の
記 号 ・ 番 号 の 変 更
」 に、

「2 健康保険証の記載事項変更の場合は、新しい健康保険証の写し」を

「2 加入医療保険情報の変更の場合は、変更後の加入医療保険情報を確認できる書

類

※個人番号の提供に同意していただける場合は、上記の添付書類は不要です。 」
に改める。

様式第7号及び様式第9号中「御所市長 様」を「(宛先) 御所市長」に改める。

(御所市心身障害者医療費助成条例施行規則の一部改正)

第5条 御所市心身障害者医療費助成条例施行規則(昭和48年御所市規則第18号)の一部を次のように改正する。

第2条中「心身障害者にかかる国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づく被保険者証若しくは被保険者資格証明書又は社会保険各法に基づく被保険者証、組合員証若しくは加入者証並びに身体障害者にあつては身体障害者手帳を、知的障害者にあつては療育手帳を添えて」を「身体障害者にあつては身体障害者手帳を、知的障害者にあつては療育手帳を添え、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を提供し、又は資格確認書等を添付する方法(以下「個人番号提供等」という。)により国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は社会保険各法の規定による被保険者等であることの確認を受けたうえ、」に改める。

第5条第1項中「及び心身障害者に係る国民健康保険法に基づく被保険者証若しくは被保険者資格証明書又は社会保険各法に基づく被保険者証、組合員証若しくは加入者証を添え」を「の提出と併せて、個人番号提供等により国民健康保険法又は社会保険各法の規定による被保険者等であることの確認を受けたうえ」に改める。

様式第1号中「第2条関係」を「第2条、第5条関係」に、「御所市長 様」を「(宛先) 御所市長」に、「前年中の所得状況に関し、市が」を「加入医療保険に関し、個人番号提供等により調査すること及び前年中の所得状況に関し、」に改め、「心身障害者手帳 級」を削り、「有期年月日」を「有効期限」に、「店名」を「支店名」に、「口座名義」を「口座名義(カナ)」に改める。

様式第2号及び様式第2号の2中「健康保険証等を使って」を「電子資格確認等により被保険者等であることの確認を受けて」に、「健康保険証等に添えて」を「電子資格確認等により被保険者等であることの確認を受ける際に、」に改める。

(御所市精神障害者医療費助成条例施行規則の一部改正)

第6条 御所市精神障害者医療費助成条例施行規則(平成27年御所市規則第7号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「に次に掲げる書類」を「の提出と併せて、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を提供し、又は資格確認書等を添付する方法により医療保険各法の規定による被保険者等であることの確認を受けたうえ、次に掲げる書類」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第7条第1項中「、受給資格申請書に第5条第1項各号に掲げる書類を添えて」を削り、同条第2項中「第5条第2項及び前条」を「前2条」に改める。

様式第1号中「御所市長 様」を「(宛先) 奈良県御所市長」に、「前年中の所得状況に関し、市が税務関係当局に調査」を「加入医療保険に関し、個人番号提供等により調査すること及び前年中の所得状況に関し、税務関係当局において調査」に改める。

様式第2号中「健康保険証を使って」を「電子資格確認等により被保険者等であることの確認を受けて」に、「健康保険証（被保険者証）に添えて」を「電子資格確認等により被保険者等であることの確認を受ける際に、」に改める。

様式第4号中「御所市長 様」を「(宛先) 奈良県御所市長」に改める。

(御所市国民健康保険条例施行規則の一部改正)

第7条 御所市国民健康保険条例施行規則（昭和35年御所市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第5条中「に被保険者証を添えて」を「を」に改める。

様式第2号及び様式第3号中「被保険者証」を削る。

様式第4号中「被保険者番号」を「記号・番号」に、「御所市長 様」を「(宛先) 御所市長」に改める。

様式第5号中「御所市長 様」を「(宛先) 御所市長」に、「被保険者証の記号番号」を「記号・番号」に改める。

附 則

(施行期日)

1. この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
2. この規則の施行の際、現に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）第10条の規定による改正前の国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定により交付されている被保険者証又は被保険者資格証明書、第12条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定により交付されている被保険者証又は被保険者資格証明書その他の医療保険被保険者証については、有効期間が経過するまでの間（当該有効期間の末日が令和7年12月1日以後であるときは、同日までの間とする。）は、なお従前の例による。
3. この規則の施行の際現にこの規則による改正前の御所市精神障害者医療費助成条例施行規則及び御所市国民健康保険条例施行規則に規定により作成されている様式用の用紙で残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

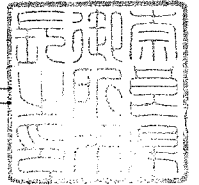


御所市告示第159号

御所市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年12月6日

御所市長 山田 秀士



御所市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する告示
御所市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（平成16年御所市告示第98号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第6項」を「第1項又は第2項」に改め、同条第1号を次のように改める。

- (1) 母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（平成26年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者（令和6年8月29日までに教育訓練講座の指定を受けた者を除く。）であること。

第3条第3号中「講座に限る。）」の次に「（以下「指定教育訓練」という。）」を加える。

第4条第1項第1号中「授業料」を「受講料」に改め、同項第2号中「前条第3号に掲げる対象講座を受講する者」を「指定教育訓練を受講する者（第3号に掲げる者を除く。）」に、「20万円」を「40万円」に、「80万円」を「160万円」に改め、同項第3号中「前2号」を「前各号」に改め、「専門実践教育訓練給付金」の次に「（以下「教育訓練給付金」という。）」を、「差し引いた額」の次に「（その額が1万2千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。）」を加え、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない支給対象者（指定教育訓練を受講する者（当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に当該教育訓練に係る資格を取得した者であって、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した（当該教育訓練修了時点で就職等している場合を含む。）者に限る。））当該支給対象者が対象教育訓練の受講のために支払った費用（入学料及び受講料に限る。）の額に100分の85を乗じて得た額（その額が修学年数に60万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に60万円を乗じて得た額（240万円を超えるときは、240万円）とし、その額が1万2千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。）

第4条第2項中「平成31年4月1日前」を「令和6年8月29日まで」に改める。

第5条第2号を次のように改める。

- (2) 母子・父子自立支援プログラムの写し等自立に向けた支援を受けていることを証する書類

第5条第4号中「様式第4号」を「様式第3号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「様式第3号」を「様式第2号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 法第6条第1項第3号又は同条第2項第3号に該当する旨の証明の写し(配偶者からの暴力の被害者である場合)

第6条中「様式第5号」を「様式第4号」に改め、同条に後段として次のように加える。

なお、訓練給付金の支給方法について第8条第2項の規定を適用する場合は、その旨を通知しなければならない。

第7条第1項各号列記以外の部分中「様式第6号」を「様式第5号」に改め、同項第2号を次のように改める。

- (2) 母子・父子自立支援プログラムの写し等自立に向けた支援を受けていることを証する書類(ただし、令和6年8月29日までに教育訓練講座の指定を受けたものを除く。)

第7条第1項第5号中「証明書」の次に「又は受講者の教育訓練の修了に必要な実績及び目標を達成していることを証明する受講証明書(第8条第2項によって支給する場合に限る。)」を加え、同項第6号中「授業料」を「受講料」に改め、同条第2項中「の翌日」を削る。

第8条中「様式第7号」を「様式第6号」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 受講対象講座を実施する教育訓練施設が支給単位期間(雇用保険法施行規則第101条の2の12第4項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。)ごとの受講証明書(雇用保険法施行規則第101条の2の4に規定する受講証明書をいう。以下同じ。)の発行が可能である場合において、訓練給付金の支給については、支給単位期間ごとの支給を決定することができるものとする。(第4条第2号に規定する者に対する支給に限る。)

第12条を第14条とし、第9条から第11条までを2条ずつ繰り下げ、第8条の次に次の2条を加える。

(訓練給付金の追加支給申請等)

第9条 訓練給付金の追加支給を受けようとする者(以下「追加申請者」という。)

は、市長に御所市自立支援教育訓練給付金支給申請書(追加支給用)(様式第5号の2)に次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。ただし、公簿等で確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。

- (1) 追加申請者及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
- (2) 母子・父子自立支援プログラムの写し等自立に向けた支援を受けていることを証する書類(ただし、令和6年8月29日までに教育訓練講座の指定を受けたものを除く。)
- (3) 教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書
- (4) 教育訓練施設の長が、申請者本人が支払った対象講座の受講のための費用(入学料及び受講料に限る。)について発行した領収書
- (5) 教育訓練給付金支給・不支給決定通知書(教育訓練給付金が支給されている場合)
- (6) 追加申請者が資格の取得をしたことを証明する書類

- 2 前項に規定する申請は、対象教育訓練を修了し、当該教育訓練に係る資格を取得し、かつ、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した日から30日以内に行わなければならない。この場合において、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる支給対象者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して30日以内に行わなければならない

い。ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りでない。

(追加支給決定)

第10条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、追加申請者が支給要件に該当しているかを審査し、速やかに支給の可否を決定し、御所市自立支援教育訓練給付金支給（不支給）決定通知書（追加支給分）（様式第6号の2）により遅滞なくその旨を追加申請者に通知しなければならない。

様式第1号中「御所市長 様」を「(宛先)御所市長」に、

「

過去の受給の有無	過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことがある・ない
----------	----------------------------

」を

「

公共職業安定所の教育訓練給付金受給資格等の有無	受講開始日現在において雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格がある・ない
	過去に雇用保険制度の教育訓練給付を受けたことがある ある・ない
	過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことがある ある・ない
	過去に高等職業訓練促進給付金を受けたことがある ある・ない

」に改め、

「

児童扶養手当の受給の証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名)
--------------	---

」を削り、

「20万円」を「40万円」に、「80万円」を「160万円」に改め、(注意)第7項を削る。

様式第2号を削り、様式第3号中「御所市長 様」を「(宛先)御所市長」に改め、同様式を様式第2号とし、様式第4号中「御所市長 様」を「(宛先)御所市長」に改め、同様式を様式3号とする。

様式第5号の表中

「

所要費用(予定)	入学料 円 受講料 円 合計 円
----------	------------------

」を

「

所要費用(予定)	入学料 円 受講料 円 合計 円
支給方法	
(上記の教育訓練が指定教育訓練である場合に記載) ※上記教育訓練に係る資格を取得し、かつ、上記教育訓練を修了した日	

の翌日から起算して1年以内に一定の職業に就いた場合に追加支給することとしているが、当該職業は、上記教育訓練に係る資格を有することを必要とする職業とする。

」に改め、同様式備考2中「修学年数に20万円」を「修学年数に40万円」に、「80万円」を「160万円」に改め、同様式備考5中「必要です。」の次に「なお、「支給方法」欄において、支給単位期間（6か月）ごとの支給をする旨記載されている場合は、支給単位期間ごとにこの通知を含む添付書類をつけて支給申請手続きを行うことが必要です。」を加え、同様式を様式第4号とする。

様式第6号を次のように改め、同様式を様式第5号とする。

様式第5号(第7条関係)

年 月 日

(宛先)御所市長

(申請者)住 所
氏 名

御所市自立支援教育訓練給付金支給申請書

御所市自立支援教育訓練給付金の支給を受けたいので下記のとおり申請します。

記

指 定 番 号			
フリガナ		生年月日	年 月 日
氏 名			(歳)
住 所	(〒 ー)	電話番号	
教育訓練施設の 名 称			
教育訓練講座の 名 称			
教育訓練の期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受講開始日)		
うち支給単位期間	うち 年 月 日 ~ 年 月 日 (初日) (末日)		
所 要 費 用	入学料 円 受講料 円 合計 円		
雇用保険法による 教育訓練給付金の受給額	円		
支 給 申 請 額	金 円		
希 望 す る 支 払 金 融 機 関	金融機関名	口座の種類	普通・当座・その他
	店名	口座番号	

	口座名義(フリガナ)
--	------------

(注意)

- 1 支給対象期間は、受講修了日（専門実践訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日）から起算して30日以内(支給単位期間ごとに支給を受ける方は、指定教育訓練実施者の発行する「受講証明書」に記載された支給単位期間末日の翌日から起算して30日以内)です。
- 2 支給申請書に添付すべき書類は、母子・父子自立支援プログラムの写し等、自立に向けた支援を受けていることを証する書類(ただし、令和6年8月29日までに教育訓練講座の指定を受けたものを除く。)並びに受講対象講座指定通知書、修了証明書及び領収書を提出してください。

様式第5号の次に次の様式を加える。

様式第5号の2(第9条関係)

年 月 日

(宛先)御所市長

(申請者) 住 所
氏 名

御所市自立支援教育訓練給付金支給申請書（追加支給用）

御所市自立支援教育訓練給付金の支給を受けたいので下記のとおり申請します。

記

指 定 番 号			
フリガナ		生年月日	年 月 日
氏 名			(歳)
住 所	(〒 ー)	電話番号	
教育訓練施設の名称			
教育訓練講座の名称			
教育訓練の期間		年 月 日 ~ 年 月 日 (受講開始日) (受講終了日)	
資格取得年月日・ 取得資格名称	年 月 日	取得資格名称	
就職等年月日・ 就職等先名称	年 月 日	就職等先名称	
事業主の証明 (事業主の証明欄)	就業先住所		就業先電話番号
	上記申請者は、当事業所において雇用していることを証明する		
	年 月 日 事業主氏名 (法人の時は名称・代表者氏名)		

所要費用	入学科	円	受講料	円	合計	円
雇用保険法による 教育訓練給付金の受 給額		円	自立支援教 育訓練給付 金の受給額			円
支給申請額	金 円					
希望する支払 金融機関	金融機関名		口座の種類 普通・当座・その他			
	店名		口座番号			
	口座名義(フリガナ)					

(注意)

- 1 支給対象期間は、受講修了し、当該教育訓練に係る資格の取得をし、かつ、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就業等した日（専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日）から起算して30日以内です。
- 2 「資格取得年月日・取得資格名称」欄については、資格を取得した日及びその資格名称を記載してください。また、資格を取得したことを証明する書類の写し（合格証等）を添付してください。
- 3 「就職等年月日・就職等先名称」欄については就職等した日及びその事業所名等を記載した上で、雇用主の証明を受けてください。その他の書類によって就職等した日及びその事実が証明できる場合は、証明欄を省略することが可能です。

様式第7号の表中所要費用の項の次に次のように加え、同様式を様式第6号とする。

雇用保険法による 教育訓練給付金の 受給額	円
-----------------------------	---

様式第6号の次に次の様式を加える。

様式第6号の2(第10条関係)

第 年 月 日

様

御所市長

御所市自立支援教育訓練給付金支給(不支給)決定通知書(追加支給分)

年 月 日付けで申請のありました自立支援教育訓練給付金支給申請(追加支給用)について審査したところ、下記のとおり決定いたしましたので通知します。

記

支給の可否	支給 ・ 不支給		
支給しない理由 (不支給の場合)			
受給者氏名		指定番号	

受給者住所			
教育訓練施設の名称			
教育訓練講座の名称			
教育訓練の期間	_____年 月 日 ~ _____年 月 日		
所要費用	入学料 _____ 円 受講料 _____ 円 合計 _____ 円		
資格取得年月日・ 取得資格名称	_____年 月 日	取得資格名称	
就職等年月日・ 就職等先名称	_____年 月 日	就職等先名称	
雇用保険法による教育 訓練給付金の受給 額	_____ 円	自立支援教育 訓練給付 金の受給額	_____ 円
支給決定額	金 _____ 円		

附 則
 この告示は、告示の日から施行し、令和6年8月30日から適用する。



御所市訓令甲第7号

御所市職員証兼名札所持規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年12月12日

御所市長 山田 秀士



御所市職員証兼名札所持規程の一部を改正する訓令

御所市職員証兼名札所持規程（平成17年御所市訓令甲第11号）の一部を次のように改正する。

題名中「兼名札」を「及び名札」に、「所持」を「に関する」に改める。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この訓令は、御所市職員（以下「職員」という。）に交付する職員証及び名札の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

第7条の見出し中「兼名札」を「及び名札」に改め、同条中「兼名札は」を「及び名札は」に改め、「職員証兼名札台帳（様式第2号）により」を削り、同条を第10条とする。

第2条から第6条までの見出し及び第2条から第6条までの規定中「兼名札」を削り、「き損」を「毀損」に改め、第6条を第8条とし、第2条から第5条までを2条ずつ繰り下げる。

第8条の次に次の1条を加える。

（名札の着用）

第9条 職員は、執務中は名札を着用しなければならない。

2 前項の名札については、第3条から前条までの規定を準用する。

第1条の次に次の2条を加える。

（職員証及び名札の交付）

第2条 市長は、次の職員に職員証（様式第1号）を交付する。

- （1） 御所市職員定数条例（昭和33年御所市条例第27号）第1条に規定する職員
- （2） 職員の再任用実施に関する規則（令和元年御所市規則第14号）第1条に規定する職員

2 市長は、次の職員に名札（様式第2号）を交付する。

- （1） 前項に規定する職員
- （2） 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号及び第2号に規定する会計年度任用職員

（職員証の所持）

第3条 職員は、執務中は職員証を所持しなければならない。

様式第1号中「（第1条関係）」を「（第2条関係）」に、「（名札）」を「（職員証）」に、「○ ○ ○ ○」を「氏名」に改め、「（職員証）」を削る。

様式第2号を次のように改める。

様式第 2 号(第 2 条関係)

(名札)

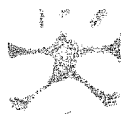
87mm

	<u>御所市</u>
ひらがな姓	
ローマ字姓	

53mm

附 則

この訓令は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。

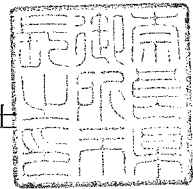


御所市公告第 1 1 3 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第 1 9 条の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和 6 年 1 2 月 1 6 日

御所市長 山田 秀士



1. 農用地利用集積計画の縦覧場所

御所市 1 番地の 3

御所市役所 農林商工課



御所市条例第 2 9 号

督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和 6 年 1 2 月 1 8 日

御所市長 山 田 秀 士



督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例 (御所市税条例の一部改正)

第 1 条 御所市税条例（昭和 5 7 年御所市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「督促手数料、」を削る。

第 2 1 条を次のように改める。

第 2 1 条 削除

（御所市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部改正）

第 2 条 御所市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例（昭和 4 5 年御所市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

御所市税外収入金に係る督促及び延滞金徴収に関する条例

第 1 条中「督促手数料及び」を削る。

第 3 条の見出し中「督促手数料及び」を削り、同条第 1 項を削り、同条第 2 項を同条とする。

第 4 条中「督促手数料及び」を削る。

附則第 3 項中「第 3 条第 2 項」を「第 3 条」に改める。

（御所市水洗便所改造資金貸付基金条例の一部改正）

第 3 条 御所市水洗便所改造資金貸付基金条例（平成 3 年御所市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の見出し中「手数料」を削り、同条中「で督促状を発したときは、督促状 1 通について 8 0 円の督促手数料を徴収するものとする。」を「は、督促状を発するものとする。」に改める。

（御所市立学校行政財産使用料条例の一部改正）

第 4 条 御所市立学校行政財産使用料条例（平成 2 1 年御所市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「手数料」を削る。

（御所市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

第 5 条 御所市後期高齢者医療に関する条例（平成 2 0 年御所市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条を次のように改める。

第 5 条 削除

（御所市介護保険条例の一部改正）

第 6 条 御所市介護保険条例（平成 1 2 年御所市条例第 5 号）の一部を次のように改正

する。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

(御所市道路占用料に関する条例の一部改正)

第7条 御所市道路占用料に関する条例（昭和37年御所市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「手数料」を削り、同条第1項中「法第73条第2項」を「法第73条第1項」に、「督促状」を「督促状」に、「督促手数料及び」を「同条第2項の規定により」に改め、同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とする。

(御所市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正)

第8条 御所市法定外公共物の管理に関する条例（平成14年御所市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第11条の見出し中「手数料」を削り、同条中「係る督促手数料」を「係る督促」に、「督促手数料及び」を「督促を行い、」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に納期限の到来した歳入に関し発した督促状に係る督促手数料については、その督促状を発した日にかかわらず、なお従前の例による。

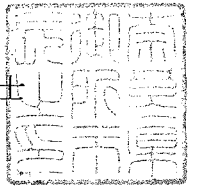


御所市条例第30号

奈良県広域水道企業団の設立に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和6年12月18日

御所市長 山 田 秀 士



奈良県広域水道企業団の設立に伴う関係条例の整理に関する条例
(御所市議会委員会条例の一部改正)

第1条 御所市議会委員会条例（昭和57年御所市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「産業建設部、農業委員会及び水道局の」を「産業建設部、及び農業委員会の」に改める。

(御所市情報公開条例の一部改正)

第2条 御所市情報公開条例（平成13年御所市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、水道事業管理者」を削る。

(御所市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第3条 御所市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年御所市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、固定資産評価審査委員会及び水道事業管理者」を「及び固定資産評価審査委員会」に改める。

(御所市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例の一部改正)

第4条 御所市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例（令和5年御所市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「（地方公営企業法第8条第2項の規定により水道事業管理者の権限を行う市長を含む。）」を削る。

(御所市職員定数条例の一部改正)

第5条 御所市職員定数条例（昭和33年御所市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「317人」を「341人」に改め、同条第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

(御所市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第6条 御所市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和元年御所市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項を削る。

(職員の定年等に関する条例の一部改正)

第7条 職員の定年等に関する条例（昭和58年御所市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第6条中「及び御所市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年御

所市条例第29号)第4条に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職」を削る。

(御所市水道事業の設置等に関する条例の廃止)

第8条 御所市水道事業の設置等に関する条例(昭和41年御所市条例第28号)は、廃止する。

(御所市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の廃止)

第9条 御所市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成24年御所市条例第18号)は、廃止する。

(御所市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の廃止)

第10条 御所市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年御所市条例第29号)は、廃止する。

(御所市水道事業給水条例の廃止)

第11条 御所市水道事業給水条例(昭和34年御所市条例第28号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(御所市水道事業の設置等に関する条例の廃止に伴う経過措置)

2 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第40条の2第1項の規定により令和6年10月1日から令和7年3月31日までの間の水道事業の業務の状況を説明する書類に関しては、第8条の規定による廃止前の御所市水道事業の設置等に関する条例第7条(予算の概要及び事業の経営方針に係る部分を除く。)の規定は、この条例の施行後も、なお効力を有する。



御所市条例第31号

御所市営墓地条例をここに公布する。

令和6年12月18日

御所市長 山田 秀士



御所市営墓地条例

御所市墓地の設置及び使用条例（昭和35年御所市条例第11号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条―第4条）

第2章 一般墓地（第5条―第15条）

第3章 合葬墓（第16条―第29条）

第4章 雑則（第30条―第34条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、本市が設置する墓地（以下「市営墓地」という。）の管理及び使用に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）墓園 墳墓、緑地、園路、駐車場、管理棟その他の施設を含めた市営墓地の全体の区域をいう。
- （2）墳墓 墓園のうち、焼骨（これに準ずるものを含む。以下同じ。）を埋蔵する部分及び施設をいう。
- （3）一般墓地 墳墓のうち、墓碑等を建立するために区画された部分をいう。
- （4）合葬墓 墳墓のうち、多数の焼骨を埋蔵する施設をいう。
- （5）使用者 一般墓地又は合葬墓の使用の許可を受けた者をいう。
- （6）市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の定めるところにより、本市が備える住民基本台帳に記録されている者その他規則で定める者をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（名称及び位置）

第3条 市営墓地の名称及び位置は、次のとおりとする。

- （1）名称 御所市営墓地
- （2）位置 御所市203番地

2 墓園に一般墓地及び合葬墓を置く。

（使用の目的）

第4条 一般墓地は、焼骨の埋蔵及び墓碑等の建立の目的以外に使用することができない。

- 2 合葬墓は、原則として、承継する者がいない等の事由により墓等を持たない市民の焼骨の埋蔵の目的以外に使用することができない。

第2章 一般墓地

(一般墓地の使用の資格)

第5条 一般墓地を使用することができる者（第10条第1項の規定により使用権を承継する者を除く。）は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、祭祀を主宰する者でなければならない。

- (1) 市民
- (2) 本市に本籍を有する者
- (3) 前2号に規定するもののほか、市長が特別の事由があると認める者

(一般墓地の使用の許可)

第6条 一般墓地を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の許可に一般墓地の管理上必要な条件を付けることができる。
- 3 市長は、一般墓地の使用を許可したときは、規則で定める使用許可証を交付するものとする。

(一般墓地の使用の制限)

第7条 一般墓地の使用は、使用者の属する世帯ごとに1区画に限る。ただし、第10条第1項の規定により使用権を承継する場合については、この限りでない。

(一般墓地の工事の届出)

第8条 一般墓地に墓碑等を建立し、改修し、又は撤去するため墓園内で工事をしようとする者は、市長に届け出なければならない。

(一般墓地の焼骨の埋蔵又は改葬)

第9条 一般墓地の利用者は、焼骨の埋蔵又は改葬をしようとするときは、市長に届け出なければならない。

(一般墓地の使用の承継)

第10条 一般墓地の使用権は、使用者の相続人又はその親族のうち祭祀を主宰すべき者に承継することができる。

- 2 使用者は、前項に規定する場合を除くほか、使用権を他に譲渡し、又は転貸してはならない。
- 3 第1項の規定により使用権を承継しようとする者は、原因の発生後速やかにその旨を届け出て、市長の許可を受けなければならない。

(一般墓地の返還)

第11条 使用者は、一般墓地が不要になったときは、これを原状に回復し、市長に返還しなければならない。

(一般墓地の使用許可の取消し)

第12条 市長は、一般墓地の利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 許可を受けた目的以外に使用したとき。
- (2) 偽りその他不正な行為により使用の許可を受けたとき。
- (3) 使用権を他人に譲渡し、又は転貸したとき。
- (4) 法令又はこの条例若しくはこれに基づく規則若しくは許可の条件に違反したとき。

- 2 前項の規定により使用の許可を取り消された者は、速やかに当該一般墓地を原状に回復し、市長に返還しなければならない。

(一般墓地の使用権の消滅)

第13条 一般墓地の使用権は、次の各号のいずれかに該当するときに消滅する。

(1) 前条第1項の規定により使用の許可を取り消したとき。

(2) 規則で定める手続により市長が無縁墳墓と認めたとき。

- 2 市長は、前項第2号の規定により使用権が消滅したときは、墓碑等を撤去することができる。

- 3 市長は、前項の撤去の前に従前の使用者の相続人又はその親族のうち祭祀を主宰する者が使用権の承継を申し出たときは、その使用権を継続させることができる。

(無縁墳墓の改葬)

第14条 市長は、前条第1項第2号の規定により一般墓地の使用権が消滅した場合において、同条第3項の承継の申出がないときは、当該一般墓地に埋蔵されている焼骨を合葬墓に改葬することができる。

(一般墓地の原状回復費用の徴収)

第15条 使用者が第11条又は第12条第2項の規定による原状回復の義務を履行しないときは、市長がこれを執行し、その費用を徴収する。

第3章 合葬墓

(合葬墓の施設)

第16条 合葬墓に合同合葬墓、個別合葬墓、無縁塚及び記名板を置く。

(合葬墓の使用の資格)

第17条 合葬墓は、次の各号に掲げる用途の区分に応じ、当該各号に定める者に限り使用することができる。

(1) 死亡時に市民であった死亡者の焼骨の埋蔵 現に当該死亡者の焼骨を所有する者

(2) 死亡時に市民でなかった死亡者の焼骨の埋蔵 当該死亡者の2親等以内の市民

(3) 一般墓地に埋蔵された死亡者の焼骨の改葬 当該死亡者の祭祀を主宰する市民又は一般墓地を返還して焼骨を改葬しようとする者

(4) 一般墓地以外に埋蔵された死亡者の焼骨の改葬 当該死亡者の祭祀を主宰する市民

(5) 自らの焼骨の埋蔵 満65歳以上の市民

- 2 一般墓地の使用の許可を受けている者は、前項の規定にかかわらず、自らの焼骨の埋蔵のために合葬墓を使用することができない。ただし、一般墓地の返還を申し出ている場合は、この限りでない。

- 3 市長は、特に必要があると認めた場合は、前2項の規定にかかわらず、合葬墓の使用を許可することができる。

(合葬墓の使用の許可)

第18条 合葬墓を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の許可に合葬墓の管理上必要な条件を付けることができる。

- 3 市長は、合葬墓の使用を許可したときは、規則で定める使用許可証を交付するものとする。

(合葬墓への埋蔵又は改葬)

第19条 合葬墓の使用者は、使用の許可に係る焼骨に限り埋蔵し、又は改葬することができるものとする。

- 2 合葬墓以外の墓地から合葬墓に改葬する場合においては、5体までの焼骨を1体として埋蔵することができるものとする。
- 3 前2項の規定により埋蔵又は改葬をする場合においては、焼骨を規則で定めるところにより市長に引き渡さなければならない。

(合葬墓の生前予約)

第20条 合葬墓の使用者のうち第17条第1項第5号に掲げるもの(以下「生前予約使用者」という。)は、死後に自らの焼骨が合葬墓に埋蔵されるよう必要な措置を講じなければならない。

- 2 市長は、生前予約使用者の焼骨が合葬墓に持ち込まれたときは、当該焼骨を合葬墓に埋蔵しなければならない。

(個別合葬墓)

第21条 焼骨の個別合葬墓への安置(以下「個別安置」という。)を希望する者は、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

- 2 個別安置の期間は、焼骨を安置してから10年間とし、当該期間を経過した焼骨は、合同合葬墓に納められるものとする。
- 3 個別安置の期間の延長を希望する者は、規則で定めるところにより市長に届け出るものとする。ただし、延長の回数は1回を限度とし、延長の期間は最長で10年間とする。
- 4 個別安置の方法及び合同合葬墓に納める時期は、規則で定める。

(無縁塚)

第22条 市長は、御所市斎場条例(令和4年御所市条例第20号)第13条第2項の規定による焼骨又は法第9条第1項、行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)第7条第1項その他の法令上の義務により市長が火葬を行った死亡者の焼骨を埋蔵するために、無縁塚を使用することができる。

(記名板)

第23条 合葬墓の使用者は、記名板に刻字をすることができる。

- 2 前項の規定による刻字の届出及び刻字の内容の制限については、規則で定める。
- 3 記名板に刻字をする合葬墓の使用者は、使用料として1体につき30,000円を納付しなければならない。

(合葬墓の使用料)

第24条 合葬墓の使用者は、使用料として1体につき50,000円を納付しなければならない。

- 2 個別合葬墓を使用する者は、前項の使用料に加えて1体につき50,000円を納付しなければならない。
- 3 第21条第3項の規定により個別安置の期間を延長する者は、前2項の使用料に加えて1体につき50,000円を納付しなければならない。
- 4 合葬墓の使用者は、使用料を使用の許可の際、納付しなければならない。
- 5 市長は、公益上の必要があると認めたとき、又は規則で定める場合に該当すると認めたときは、合葬墓の使用料を減額し、又は免除することができる。

(合葬墓の手数料)

第25条 合葬墓の使用者は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める手数料を納付しなければならない。

- (1) 第18条第3項に規定する使用許可証の再交付 1件につき500円

(2) 次条第3項に規定する市長の許可に基づく使用許可証の書換え 1件につき1,000円

2 市長は、災害その他特に必要があると認めたときは、前条に定める手数料を減額し、又は免除することができる。

(合葬墓の使用の承継)

第26条 合葬墓の使用権は、第17条第1項第5号に規定する者が死亡したとき、又は市長が特に必要があると認めたときに限り、使用者の相続人又はその親族のうち祭祀を主宰すべき者に承継することができる。

2 使用者は、前項に規定する場合を除くほか、使用権を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

3 第1項の規定により使用権を承継しようとする者は、原因の発生後速やかにその旨を届け出て、市長の許可を受けなければならない。

(合葬墓の使用の取りやめ)

第27条 使用者は、合同合葬墓に焼骨が埋蔵された場合を除き、合葬墓の使用を取りやめることができる。この場合において、使用者は、規則で定めるところによりその旨を届け出なければならない。

2 前項の場合において、焼骨を個別安置しているときは、当該焼骨を使用者に返還するものとする。

(合葬墓の使用許可の取消し)

第28条 市長は、合葬墓の使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことができる。

(1) 許可を受けた目的以外に使用したとき。

(2) 偽りその他不正な行為により使用の許可を受けたとき。

(3) 使用権を他人に譲渡し、又は転貸したとき。

(4) 法令又はこの条例若しくはこれに基づく規則若しくは許可の条件に違反したとき。

2 前項の規定により使用の許可を取り消された者で合葬墓に焼骨を既に埋蔵しているものは、当該焼骨が個別安置されている場合に限り、速やかに焼骨を引き取らなければならない。

(合葬墓に係る還付金)

第29条 合葬墓に係る既納の使用料は、還付しない。ただし、第27条の規定により合葬墓の使用を取りやめたときは、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める額を還付する。

(1) 未使用の場合 既納の使用料の額に10分の6を乗じて得た額

(2) 既使用の場合(個別合葬墓に限る。) 既納の使用料の額に10分の2を乗じて得た額

第4章 雑則

(使用場所の変更又は返還)

第30条 市長は、墓園の管理上その他必要と認めた場合は、使用者に使用場所を変更させ、又は返還させることができる。

2 市長は、前項の規定により変更させ、又は返還させたときは、当該変更又は返還に係る損失を補償する。

(使用者の管理義務)

第31条 使用者は、常に使用場所の清浄及び尊厳の維持に努めなければならない。

2 一般墓地の利用者は、墓碑等が他人に危険又は迷惑を及ぼすおそれがある場合は、直ちに修復その他必要な措置を講じなければならない。

(行為の禁止)

第32条 何人も墓園内において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長が承認した場合は、この限りでない。

- (1) 墓園の施設を損傷し、汚損し、又は滅失すること。
- (2) 貼り紙若しくは貼り札をし、又は広告物を表示すること。
- (3) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
- (4) 土地の形質を変更すること。
- (5) 指定された場所以外の場所に車両を乗り入れ、又は駐停車すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が禁止する行為

(損害賠償)

第33条 市は、使用の許可後に生じた墳墓等の損害について、賠償の責めを負わない。

2 墓園内において、その責めに帰すべき事由により、他の利用者の墳墓その他工作物に損害を与えた者は、直ちに原状を回復し、その行為により生じた損害を賠償しなければならない。

(委任)

第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

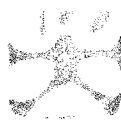
附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の御所市墓地の設置及び使用条例（以下「旧条例」という。）の規定による墓地の利用者は、この条例による改正後の御所市営墓地条例（以下「新条例」という。）第6条第1項の規定による許可を受けた者とみなす。
- 3 この条例の施行の際、現に旧条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

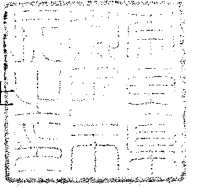


御所市規則第30号

御所市営墓地条例施行規則をここに公布する。

令和6年12月18日

御所市長 山田 秀士



御所市営墓地条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、御所市営墓地条例（令和6年御所市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例に規定する用語の例による。

2 条例第2条第1項第2号に規定する「これに準ずるもの」とは、遺髪、焼骨に代わるべき遺品その他市長が適当と認めるものをいう。

3 条例第2条第1項第6号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 1年以上継続して市内に生活の本拠を有する者

(2) 入院、療養、就学、勤務等のため一時的に市外に転出している者

(公募)

第3条 市長は、墳墓の位置、数、応募要件、選考方法その他必要な事項を公示して、一般墓地及び合葬墓の使用者を募集するものとする。

2 市長は、前項の規定による公募をした場合において、応募者が多数のときは、抽選により使用者を決定することができる。

(使用許可の申請)

第4条 条例第6条第1項の規定により一般墓地の使用につき市長の許可を受けようとする者は、御所市営墓地一般墓地使用許可申請書（様式第1号）に世帯全員の住民票の写しを添えて市長に申請しなければならない。この場合において、条例第5条第2号の規定に該当する者は、戸籍謄本をあわせて添付しなければならない。

2 条例第18条第1項の規定により合葬墓の使用につき市長の許可を受けようとする者は、御所市営墓地合葬墓使用許可申請書（様式第2号）に当該許可を受けようとする者の住民票の写し及び埋蔵しようとする焼骨に係る埋葬許可証又は改葬許可証（現に焼骨を所持している場合に限る。）を添えて市長に申請しなければならない。この場合において、許可を受けようとする者と2親等以内の関係にある者の使用を申請するとき、及び当該者の焼骨を埋蔵しようとするときは、当該者との関係にある者との関係が2親等以内であることを証する戸籍謄本をあわせて添付しなければならない。

3 合葬墓の使用にあたり、次に掲げる事項を希望する者は、前項の申請書にその旨を記載しなければならない。

(1) 条例第21条第1項の規定による個別安置

(2) 条例第21条第3項の規定による個別安置の延長

(3) 条例第23条第1項の規定による記名板の刻字

(使用許可証)

第5条 条例第6条第3項の使用許可証は、御所市営墓地一般墓地使用許可証（様式第3号）とする。

2 条例第18条第3項の使用許可証は、御所市営墓地合葬墓使用許可証（様式第4号）とする。

（使用許可証の記載事項の変更）

第6条 使用者は、住所、氏名等に変更があった場合は、御所市営墓地使用許可証記載事項変更届（様式第5号）に使用許可証、住民票の写しその他変更の事実を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

（工事の届出）

第7条 条例第8条の規定により工事をしようとする者は、工事に着手しようとする日の3日前までに御所市営墓地一般墓地工事着手届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出をした者は、工事完了後直ちに御所市営墓地一般墓地工事完了届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（埋蔵等の届出）

第8条 条例第9条の規定により、使用者が焼骨の埋蔵又は改葬をするときは、御所市営墓地埋蔵・改葬届（様式第8号）に、墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和23年厚生省令第24号。以下「省令」という。）第4条に規定する関係書類を添えて市長に提出し、御所市営墓地一般墓地使用許可証に使用事項の記載を受けなければならない。

2 一般墓地は、使用者の家族以外の者の焼骨を埋蔵することができない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

（使用許可証の再交付）

第9条 使用者は、第5条の規定による使用許可証を紛失し、又は汚損したときは、速やかに御所市営墓地使用許可証再交付申請書（様式第9号）に住民票の写し又は本人確認ができる公的書類を添えて市長に提出し、使用許可証の再交付を受けなければならない。

（使用権の承継）

第10条 条例第10条第3項又は条例第13条第3項の規定により一般墓地の使用権を承継しようとする者は、御所市営墓地一般墓地承継使用許可申請書（様式第10号）に従前の一般墓地の使用許可証、住民票の写し及び承継の原因を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、被承継者が生存している場合は、被承継者の印鑑証明書をあわせて添付しなければならない。

2 条例第26条第3項の規定により合葬墓の使用権を承継しようとする者は、御所市営墓地合葬墓承継使用許可申請書（様式第11号）に従前の合葬墓の使用許可証、住民票の写し及び承継の原因を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、前2項の申請があったときは、これを審査し、適当と認めたときは、使用許可証の書換えを行う。

（一般墓地の設置基準）

第11条 一般墓地の設備は、次の基準により設置するものとする。

（1）墓碑（碑石、標木、形像その他これらに類するものを含む。）は、接道する園路の地盤面から2メートル以下の高さとし、園路側を正面として建立すること。

（2）囲障は、接道する園路の地盤面から1メートル以下の高さとし、隣接する区画及び園路に支障を及ぼさないこと。

(3) 上屋類、板塀、竹垣等を設置しないこと。

(4) 樹木等の植栽を行わないこと。

(墳墓の返還等)

第12条 条例第11条の規定により一般墓地を返還しようとする者は、御所市営墓地一般墓地返還届（様式第12号）に一般墓地の使用許可証その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 条例第27条第1項の規定により合葬墓の使用を取りやめようとする者は、御所市営墓地合葬墓使用中止届（様式第13号）に合葬墓の使用許可証その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(使用許可証の返納)

第13条 条例第12条第1項又は条例第28条第1項の規定により使用の許可を取り消された者は、直ちに市長に使用許可証を返納しなければならない。

(無縁墳墓の改葬)

第14条 条例第13条第1項第2号の規定による規則で定める手続は、省令第3条で定めるところによるものとする。

2 条例第14条の規定による無縁墳墓の改葬は、無縁塚に焼骨を埋蔵するものとする。

(合葬墓の埋蔵等の方法)

第15条 条例第19条第3項の規定による規則で定める方法は、御所市営墓地埋蔵・改葬届に省令第4条に規定する関係書類を添えて、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める容器に納めた焼骨を引き渡すものとする。

(1) 合同合葬墓 納骨袋

(2) 個別合葬墓 寸法が縦18センチメートル以下、横18センチメートル以下、高さ20センチメートル以下の骨壺

(個別安置の延長等)

第16条 第4条第2項の規定は、条例第21条第3項の規定による個別安置の期間の延長について準用する。この場合において、市長は、申請に必要な添付書類の一部を省略させることができる。

2 条例第21条第4項の規定による個別安置の方法は、個別合葬墓内の1区画に焼骨を納めた容器を埋蔵するものとする。

3 条例第21条第4項の規定による合同合葬墓に納める時期は、個別安置の期間が満了する日の属する月の翌月とする。

(記名板)

第17条 条例第23条第2項の規定による刻字の内容の制限は、氏名及び没年月日に限るものとする。

(合葬墓の使用料の免除)

第18条 条例第24条第5項の規則で定める場合は、焼骨の埋蔵を行う者がいない場合又は判明しない場合とする。

(その他)

第19条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 条例附則第2項の規定により許可を受けた者とみなされた使用者の一般墓地に係る申請、届出等については、市長は、必要な添付書類の一部を省略させることができる。

(一般墓地の公募の停止)

- 3 当分の間、一般墓地については、第3条の規定による使用者の公募を行わない。

(一般墓地の設置基準の特例)

- 4 この規則の施行の際現に設置されている一般墓地の設備については、第11条の規定による基準に適合するものとみなす。ただし、この規則の施行後において墓碑の建て替え等を行う場合については、この限りでない。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

（宛先） 御所市長

御所市営墓地一般墓地使用許可申請書

次のとおり御所市営墓地の一般墓地を使用したいので申請します。

申 請 者	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	電 話 番 号	
	本 籍	
添 付 書 類		1 世帯全員の住民票の写し 2 その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第4条・第16条関係）

年 月 日

（宛先）御所市長

御所市営墓地合葬墓使用許可申請書

次のとおり御所市営墓地の合葬墓を使用したいので申請します。

申 請 者	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	電 話 番 号	
合 葬 者	区 分	☐ 生前予約 ☐ 焼骨
	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	
	申 請 者 と の 続 柄	
個別合葬墓	安 置 希 望	☐ 有 ☐ 無 （ ☐ 期間延長 ）
	安 置 期 間	年 月 日～ 年 月 日
記 名 板	刻 字 希 望	☐ 有 ☐ 無
	名 前	
	没 年 月 日	年 月 日
	※楷書で正確に記入してください。生前予約は没年月日欄を空欄にしてください。	
添 付 書 類	1 申請者の住民票の写し 2 埋葬許可証又は改葬許可証 ※ 3 その他市長が必要と認める書類	

※ 現に焼骨を所持している場合は、埋蔵しようとする焼骨に係る埋葬許可証又は改葬許可証の添付が必要です。

様式第3号（第5条関係）

御所市営墓地一般墓地使用許可証

許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号
使用場所	一般墓地	区画番号	
使用 者	氏 名		
	住 所		
	生 年 月 日	年 月 日	
旧使用者氏名（承継）			
備 考			

上記のとおり御所市営墓地条例により使用を許可し、本証を交付する。

御所市長

印

(裏)

埋 (改) 葬 事 項					
埋 蔵 年 月 日	被埋蔵者氏名	宗 教 上 の お く り 名	没 年 月 日	使用 者 と の 続 柄	確 認 印
・ ・			・ ・		
・ ・			・ ・		
・ ・			・ ・		
・ ・			・ ・		
・ ・			・ ・		
・ ・			・ ・		
墓 碑 等 設 置 許 可					
年 月 日	摘 要				確 認 印
・ ・					
・ ・					
・ ・					

(注意事項)

- 1 墓碑等を設置し、又は改修しようとするときは、市長に届け出てください。
- 2 使用者の死亡等で使用権を承継するときは、原因発生後速やかにその旨を届け出て、市長の許可を受けてください。
- 3 使用者の住所、氏名等の記載事項に変更があった場合は、速やかに市長に届け出てください。
- 4 使用者が埋葬又は改葬しようとするときは、本証を提出し、所要事項の記載を受けてください。
- 5 この許可証は、紛失又は汚損しないよう、大切に保管してください。もし、紛失又は汚損した場合は、直ちに市長に届け出て、再交付を受けてください。
- 6 次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消します。
 - (1) 許可を受けた目的以外に使用したとき。
 - (2) 偽りその他不正な行為により使用の許可を受けたとき。
 - (3) 使用権を他人に譲渡し、又は転貸したとき。
 - (4) 法令又はこの条例若しくはこれに基づく規則若しくは許可の条件に違反したとき。
- 7 使用許可後に生じた損害について、市は、賠償の責めを負いません。

様式第4号（第5条関係）

御所市営墓地合葬墓使用許可証

許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号
使用場所	合葬墓	区画番号	
使用 者	氏 名		
	住 所		
	生 年 月 日	年 月 日	
合 葬 者	氏 名		
	住 所		
	生 年 月 日	年 月 日	
	使 用 者 と の 続 柄		
	没 年 月 日 (没後に記入)	年 月 日	
生前予約の希望		☐ 有 ☐ 無	
個別合葬墓の使用		☐ 有 ☐ 無	
個別安置の期間		年 月 日～ 年 月 日	
記名板の刻字		☐ 有 ☐ 無	
納 骨 年 月 日 (納骨日に記入)		年 月 日	
納 骨 立 会 者 (納骨日に記入)			
備 考			

上記のとおり御所市営墓地条例により使用を許可し、本証を交付する。

御所市長

印

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

（宛先）御所市長

御所市営墓地使用許可証記載事項変更届

次のとおり変更したので届出します。

届 出 人 （使用者）	住 所				
	フリガナ				
	氏 名				
	生 年 月 日	年	月	日	
	電 話 番 号				
許可年月日	年	月	日	許可番号	第 号
使用場所	☐ 一般墓地	☐ 合葬墓	区画番号		
変 更 前 （ 旧 ）	本 籍				
	住 所				
	フリガナ				
	氏 名				
変 更 後 （ 新 ）	本 籍				
	住 所				
	フリガナ				
	氏 名				
変 更 理 由					
添 付 書 類		1 御所市営墓地一般墓地使用許可証又は御所市営墓地合葬墓使用許可証 2 住民票の写しその他変更の事実を証する書類 3 その他市長が必要と認める書類			

様式第6号（第7条関係）

年 月 日

（宛先）御所市長

御所市営墓地一般墓地工事着手届

次のとおり工事に着手したいので届出します。

届 出 人 (使用者)	住 所			
	フリガナ			
	氏 名			
	生 年 月 日	年	月	日
	電 話 番 号			
許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号	
使用場所	一般墓地	区画番号		
工事期間	年 月 日 ～ 年 月 日			
墳墓概要	碑石等の高さ c m ・ 巻石の高さ c m			
工事内容				
工事請負人	住 所			
	事業者名			
	代表者氏名			
	電 話 番 号			
添 付 書 類	1 御所市営墓地一般墓地使用許可証 2 施工図面 3 その他市長が必要と認める書類			

様式第7号（第7条関係）

年 月 日

（宛先）御所市長

御所市営墓地一般墓地工事完了届

次のとおり工事が完了したので届出します。

届 出 人 (使用者)	住 所				
	フリガナ				
	氏 名				
	生 年 月 日	年	月	日	
	電 話 番 号				
許可年月日	年	月	日	許 可 番 号	第 号
使 用 場 所	一般墓地	区 画 番 号			
工事完了日	年 月 日				
墳 墓 概 要	碑石等の高さ c m ・ 巻石の高さ c m				
工 事 内 容					
工事請負人	住 所				
	事 業 者 名				
	代表者氏名				
	電 話 番 号				
添 付 書 類	1 御所市営墓地一般墓地使用許可証 2 工事完了前後の写真 3 その他市長が必要と認める書類				

様式第8号（第8条・第15条関係）

年 月 日

（宛先）御所市長

御所市営墓地埋蔵・改葬届

次のとおり埋蔵・改葬したいので届出します。

届出人 （使用者）	住 所			
	フリガナ			
	氏 名			
	生年月日	年	月	日
	電話番号			
許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号	
使用場所	☐ 一般墓地 ☐ 合葬墓	区画番号		
死 亡 者	フリガナ			
	氏 名			
	性 別	☐ 男 ☐ 女 ☐ 不詳		
	出生年月日	年	月	日
	死亡年月日	年	月	日
	納骨年月日	年	月	日
	宗教上のおくり名			
	使用者との続柄			
添 付 書 類	1 御所市営墓地一般墓地使用許可証又は御所市営墓地合葬墓使用許可証 2 埋葬許可証又は改葬許可証 3 その他市長が必要と認める書類			

様式第9号（第9条関係）

年 月 日

（宛先）御所市長

御所市営墓地使用許可証再交付申請書

次のとおり御所市営墓地使用許可証の再交付を申請します。

届出人 （使用者）	住 所				
	フリガナ				
	氏 名				
	生 年 月 日	年	月	日	
	電 話 番 号				
許可年月日	年	月	日	許可番号	第 号
使用場所	☐ 一般墓地	☐ 合葬墓	区画番号		
再 交 付 書 類	☐ 御所市営墓地一般墓地使用許可証 ☐ 御所市営墓地合葬墓使用許可証				
再 交 付 理 由	☐ 紛失 ☐ 汚損 ☐ その他（ ）				
添 付 書 類	住民票の写し又は本人確認ができる公的書類				

様式第10号（第10条関係）

年 月 日

（宛先）御所市長

御所市営墓地一般墓地承継使用許可申請書

次のとおり御所市営墓地の一般墓地の使用権を承継したいので申請します。

申 請 者 (承継者)	住 所			
	フリガナ			
	氏 名			
	生 年 月 日	年	月	日
	電 話 番 号			
	現 使 用 者 との 続 柄			
	誓 約 事 項	私が祭祀を主宰する者として使用権を承継することに異議のある親族その他関係者がいないことを確認しており、今後この件について異議、紛争等が生じた場合は、全て私の責任で解決します。		
		承継者氏名（自署）		
許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号	
使用場所	一般墓地	区画番号		
現 使 用 者 (被承継者)	住 所			
	フリガナ			
	氏 名	実印 ※		
	生 年 月 日	年	月	日
承 継 理 由	☐ 現使用者死亡のため（ 年 月 日 死亡） ☐ その他（ ）			
添 付 書 類	1 現使用者の御所市営墓地一般墓地使用許可証 2 申請者の住民票の写し 3 承継の原因を証する書類 4 現使用者の印鑑証明書 ※ 5 その他市長が必要と認める書類			

※ 現使用者（被承継者）が存命の場合は、実印の押印及び印鑑証明書の添付が必要です。

死亡の場合は、これらは必要ありません。

様式第 11 号（第 10 条関係）

年 月 日

（宛先）御所市長

御所市営墓地合葬墓承継使用許可申請書

次のとおり御所市営墓地の合葬墓の使用権を承継したいので申請します。

申 請 者 (承継者)	住 所			
	フリガナ			
	氏 名			
	生 年 月 日	年 月 日		
	電 話 番 号			
	現 使 用 者 と の 続 柄			
	誓 約 事 項	私が祭祀を主宰する者として使用権を承継することに異議のある親族その他関係者がいないことを確認しており、今後この件について異議、紛争等が生じた場合は、全て私の責任で解決します。		
		承継者氏名（自署）		
許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号	
使用場所	合葬墓	区画番号		
現 使 用 者 (被承継者)	住 所			
	フリガナ			
	氏 名			
	生 年 月 日	年 月 日		
承 継 理 由	☐ 現使用者死亡のため（ 年 月 日 死亡） ☐ その他（ ）			
添 付 書 類	1 現使用者の御所市営墓地合葬墓使用許可証 2 申請者の住民票の写し 3 承継の原因を証する書類 4 その他市長が必要と認める書類			

様式第12号（第12条関係）

年 月 日

（宛先）御所市長

御所市営墓地一般墓地返還届

次のとおり御所市営墓地の一般墓地を原状に回復し、返還したいので届出します。

届 出 人 (使用者)	住 所			
	フリガナ			
	氏 名			
	生 年 月 日	年	月	日
	電 話 番 号			
許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号	
使用場所	一般墓地	区画番号		
返 還 理 由				
添 付 書 類	1 御所市営墓地一般墓地使用許可証 2 その他市長が必要と認める書類			

様式第13号（第12条関係）

年 月 日

（宛先）御所市長

御所市営墓地合葬墓使用中止届

次のとおり御所市営墓地の合葬墓の使用を取りやめたいので届出します。

届 出 人 (使用者)	住 所			
	フリガナ			
	氏 名	印		
	生 年 月 日	年 月 日		
	電 話 番 号			
許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号	
使用場所	合葬墓	区画番号		
生前予約	☐ 有 ☐ 無	個別安置	☐ 有 ☐ 無	
合 葬 者 (予定者)	住 所			
	フリガナ			
	氏 名			
	使 用 者 との続柄			
中 止 理 由				
還 付 金 請 求 額		金 円 ※		
還 付 金 振込先口座	金融機関名		店 名	
	預 金 種 目		口 座 番 号	
	フリガナ			
	口座名義人			
添 付 書 類		1 御所市営墓地合葬墓使用許可証 2 振込先口座の写し 3 その他市長が必要と認める書類		

※ 納入済みの使用料の一部（未使用の場合は6/10、既使用の場合は2/10）を市から返還します。

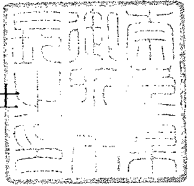


御所市条例第32号

御所市行政組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月19日

御所市長 山田 秀士



御所市行政組織条例の一部を改正する条例

御所市行政組織条例（平成19年御所市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条中第2号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

（2） 自治に関すること。

第4条中第3号を削り、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

（3） 国民健康保険に関すること。

（4） 後期高齢者医療に関すること。

第6条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を削り、第4号から第8号までを2号ずつ繰り上げる。

第7条第4号中「農政」の次に「、林政」を加え、同条第5号中「下水道」を「都市整備」に改め、同条第6号を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

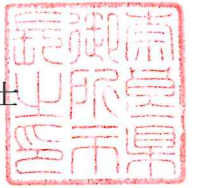


御所市公告 第 114 号

建設工事等の入札結果について、御所市建設工事等入札執行要綱第17条に基づき、
別紙のとおり公表いたします。

令和 6 年 12 月 20 日

御所市長 山 田 秀 士



公 表 開 札 録

令和 6 年 12 月 20 日 入札執行

- | | | | |
|----|------------|---------------|---------|
| 1 | 工事（委託）名 | 水路改良 | 工事 |
| 2 | 工事（委託）番号 | 建 第 41 号 | |
| 3 | 工事（委託）場所 | 御所市 | 玉手 地内 |
| 4 | 入札の種類 | 指名競争入札 | |
| 5 | 設計金額 | 1, 391, 500 円 | （消費税込み） |
| 6 | 予定価格 | 1, 391, 500 円 | （消費税込み） |
| 7 | 入札書比較価格 | 1, 265, 000 円 | （消費税抜き） |
| 8 | 最低制限基準価格 | 1, 241, 900 円 | （消費税込み） |
| 9 | 最低制限基準比較価格 | 1, 129, 000 円 | （消費税抜き） |
| 10 | 落札の有無 | 有 | |
| 11 | 落札金額及び落札者名 | 1, 260, 000 円 | （消費税抜き） |

木村土木
木村 健人

- 12 入札金額及び入札者名

[illegible]

公 表 開 札 録

令和 6 年 12 月 20 日 入札執行

- | | | | |
|----|------------|-------------|---------|
| 1 | 工事（委託）名 | 道路維持 | 工事 |
| 2 | 工事（委託）番号 | 建 第 43 号 | |
| 3 | 工事（委託）場所 | 御所市 室 | 地内 |
| 4 | 入札の種類 | 指名競争入札 | |
| 5 | 設計金額 | 3,144,900 円 | （消費税込み） |
| 6 | 予定価格 | 3,144,900 円 | （消費税込み） |
| 7 | 入札書比較価格 | 2,859,000 円 | （消費税抜き） |
| 8 | 最低制限基準価格 | 2,816,000 円 | （消費税込み） |
| 9 | 最低制限基準比較価格 | 2,560,000 円 | （消費税抜き） |
| 10 | 落札の有無 | 有 | |
| 11 | 落札金額及び落札者名 | 2,560,000 円 | （消費税抜き） |

本城建材店

岡本 孝乃助

- 12 入札金額及び入札者名 ※くじ引きにより決定

[illegible]

公 表 開 札 録

令和 6 年 12 月 20 日 入札執行

- | | | | | | |
|----|------------|------------------|----|----|---------|
| 1 | 工事（委託）名 | 道路舗装 | | | 工事 |
| 2 | 工事（委託）番号 | 建 | 第 | 45 | 号 |
| 3 | 工事（委託）場所 | 御所市 | 佐田 | | 地内 |
| 4 | 入札の種類 | 郵便による指名競争入札 | | | |
| 5 | 設計価格 | 4,010,600 | | 円 | （消費税込み） |
| 6 | 予定価格 | 4,010,600 | | 円 | （消費税込み） |
| 7 | 入札書比較価格 | 3,646,000 | | 円 | （消費税抜き） |
| 8 | 最低制限基準価格 | 3,581,600 | | 円 | （消費税込み） |
| 9 | 最低制限基準比較価格 | 3,256,000 | | 円 | （消費税抜き） |
| 10 | 落札（候補）の有無 | 有 | | | |
| 11 | 落札（候補）金額及び | 3,460,000 | | 円 | （消費税抜き） |
| | 落札（候補）者名 | (株)石本工業
石本 宗人 | | | |

12 入札金額及び入札者名

[illegible]

公 表 開 札 録

令和 6 年 12 月 20 日 入札執行

- | | | | |
|----|------------------------|---------------------------------|---------|
| 1 | 工事（委託）名 | 道路舗装 | 工事 |
| 2 | 工事（委託）番号 | 建 第 46 号 | |
| 3 | 工事（委託）場所 | 御所市 柏原（北方） | 地内 |
| 4 | 入札の種類 | 郵便による指名競争入札 | |
| 5 | 設計価格 | 4,548,500 円 | （消費税込み） |
| 6 | 予定価格 | 4,548,500 円 | （消費税込み） |
| 7 | 入札書比較価格 | 4,135,000 円 | （消費税抜き） |
| 8 | 最低制限基準価格 | 4,060,100 円 | （消費税込み） |
| 9 | 最低制限基準比較価格 | 3,691,000 円 | （消費税抜き） |
| 10 | 落札（候補）の有無 | 有 | |
| 11 | 落札（候補）金額及び
落札（候補）者名 | 3,920,000 円
（株）石本工業
石本 宗人 | （消費税抜き） |

12 入札金額及び入札者名

[illegible]

1	工事（委託）名	いきいきライフセンター高圧受電設備改修	工事
2	工事（委託）番号	健推 第 1 号	
3	工事（委託）場所	御所市 豊年橋通り	地内
4	入札の種類	郵便による指名競争入札	
5	設計価格	2,926,000 円	（消費税込み）
6	予定価格	2,926,000 円	（消費税込み）
7	入札書比較価格	2,660,000 円	（消費税抜き）
8	最低制限基準価格	未設定 円	（消費税込み）
9	最低制限基準比較価格	未設定 円	（消費税抜き）
10	落札（候補）の有無	有	
11	落札（候補）金額及び	2,550,000 円	（消費税抜き）
	落札（候補）者名	宮原電気㈱	
		宮原 克尚	

[illegible]

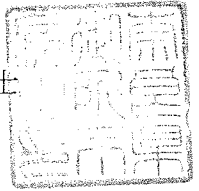


御所市告示第161号

御所市民間保育所等事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年12月20日

御所市長 山田 秀士



御所市民間保育所等事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

御所市民間保育所等事業費補助金交付要綱（平成29年御所市告示第97号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金	「保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業の実施について」（令和6年1月25日こ成総第3号こ支総第8号）の別紙に定める「保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業実施要綱」に基づく事業を実施していること。	こども家庭庁長官が定める「令和6年度（令和5年度からの繰越分）保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金交付要綱」別表に定める対象経費	こども家庭庁長官が定める「令和6年度（令和5年度からの繰越分）保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金交付要綱」に定める補助金の額の算定基礎となる基準額に相当する額
-------------------------------	---	---	---

附 則

この告示は、告示の日から施行し、この告示による改正後の御所市民間保育所等事業費補助金交付要綱の規定は、令和6年度分の補助金から適用する。



監査委員公表第8号

令和6年度定期監査（第2次）の結果に基づく改善措置状況の公表について

地方自治法第199条第9項の規定により提出した定期監査の結果に関する報告に基づき、下記の機関から同法同条第14項の規定による改善措置の状況に関する通知があったので、別紙のとおり公表する。

1 通知のあった機関

(1) 市長

都市整備課、農業委員会事務局、農林商工課、住宅課、建設課

令和 6年12月27日

御所市監査委員 和田 正 吾

御所市監査委員 生 川 真 也



令和6年度定期監査結果報告書（第2次）に基づく措置状況の公表について

1 公表の内容

令和6年度定期監査（第2次）の結果に基づいて、関係部署が取り組んだ状況について、公表します。

2 公表の根拠

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により実施した令和6年度の定期監査について、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を提出したところ、同条第14項の規定により改善措置の通知があったので公表します。

是正改善事項措置状況報告書

都 市 整 備 課

指 摘 事 項 ・ 内 容
(1) 支出負担行為について ① 幸町緑地①樹木伐採工事及び幸町緑地①樹木抜根工事において、分割発注されているように思われる事例が見受けられる。経費削減、事務軽減の観点から入札で発注されたい。 ・ 幸町緑地①樹木伐採工事 設計金額 946,000円 請負金額 889,350円 工期 令和5年5月24日から令和5年6月16日 竣工 令和5年6月16日 ・ 幸町緑地①樹木抜根工事 設計金額 942,700円 請負金額 859,100円 工期 令和5年7月5日から令和5年7月14日 竣工 令和5年7月14日
原 因
当初、自治会要望を受けて、幸町緑地①の樹木伐採工事を実施したが、工事後、地元自治会より木の根も撤去してほしいと強い要望があり抜根工事を実施したことにより、類似した工事の発注が続いたものである。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
今後は分割発注が疑われる追加発注が生じないよう、工事等の内容を十分に検討したうえで発注事務を行います。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(2) 委託及び契約事務について ① 葛城公園維持管理業務委託において、年度末に金額が確定し金額更正決議書は作成されているが変更契約書がない事例が見受けられた。年間を通じて支払、契約金額に変更が生じた場合は変更契約を交わさなければならない。 ・ 令和5年度 葛城公園維持管理業務委託料の減額更正について
原 因
年度末での金額更正であったため、変更契約書の作成を失念した。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
契約書を作成し改善を行った。今後は契約書の漏れがないよう作成を行います。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(3) 決裁について ① 柏原地区内都市公園維持管理業務委託において、決裁及び合議が未了であるのに、支払が終了している事例が見受けられた。 ・ 都市公園等維持管理委託契約（柏原）について
原 因
決裁済みであるとの錯誤があった。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
決裁をとって改善を行った。今後は確実に決裁の確認を行います。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(4) 書類関係について ① 損害賠償の決定及び和解の専決処分の伺いは永年保存となっているが、10年保存ファイルに綴られている。保存期間を考慮の上、御所市文書取扱規程に基づき、適正に処理されたい。 ・ 損害賠償等関係綴 ・ JRとの協議関係綴 他7件
原 因
文書をファイルに綴る際に保存年限の確認を怠ったものである。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
ファイルの保存年限を永年に変更し改善を行った。今後は文書保存の際には保存年限を確認して誤りのないよう綴ります。

指 摘 事 項 ・ 内 容	
(1) 郵便料について	
① 郵便受払簿について、以下の事例が見受けられた。	
・ 郵便料受払台帳において切手を購入しているが、切手の受払台帳が作成されていない事例が見受けられた。切手の受払状況がわからないので台帳を作成し明確にされたい。	
・ 課長印が押印されていない。	
・ 前途資金の伝票は20,000円となっているが、受払簿では17,470円となっている。	
・ 残が7,400円となっているが、精算戻入伝票は5,626円となっているので、受払簿の記載漏れかと思われる。	
原 因	
郵便受払簿の記載漏れ及び事務処理上の失念によるもの。	
前年度精算時に2,530円分の未使用切手が残っており、年度初めに切手残高を差し引いた17,470円を現金で受け取ったが、現金残高のみを記載しており、切手残高の記載が漏れていいたため伝票と受払簿の記載金額に相違が出た。	
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針	
現金残高と切手残高を分けて記載することで、金額や切手の枚数が明確になるように郵便受払簿の様式を変更しました。今後は、収入・支出毎に所属長に確認することを徹底し、押印漏れや記載漏れの再発防止に努めます。	

指 摘 事 項 ・ 内 容
(1) 書類関係について ① 猪防護柵設置補助金交付決定通知書と令達番号簿との相違が見受けられた。 ・ 氏名の相違 令達番号 26 号 佐谷進康 ⇒ 決定通知書 奥野和樹 ・ 日付の相違 令達番号 7 号 令和 5 年 4 月 13 日 ⇒ 決定通知書 令和 5 年 4 月 24 日 ・ 日付の相違 令達番号 34 号 令和 5 年 8 月 21 日 ⇒ 決定通知書 令和 5 年 9 月 1 日
原 因
決定通知の内容が正しいが、担当者がパソコン入力をする際、誤った記載をしてしまったと考える。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
入力時の確認作業に注意し、今後適正な事務を行う。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(1) 書類関係について ② 日付の記載漏れに関して次の事例が見受けられた。 A 鳥獣捕獲等申請書において、申請者及び申請日の記載がない事例が見受けられた。許可通知書を発行しているので、申請者に記載していただくよう指導されたい。 ・ 鳥獣捕獲等許可申請書 (申請者 1 名分)
原 因
受付時の確認不足により失念してしまったと考える。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
受付時の確認を徹底し、申請者に対しても適切な書類の提出を行うよう指導を行う。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(1) 支出負担行為について ① 市営住宅残置ごみ撤去業務委託において、分割発注されているように思われる事例が見受けられた。同じ団地、契約も1カ月間の間で契約、履行期間も重なっているのに経費削減、事務軽減の観点から一括で発注されたい。 ・市営住宅戸毛東団地31・32・33号 残置ごみ撤去業務 ・市営住宅戸毛東団地27・28・29・30号 残置ごみ撤去業務 ・市営住宅戸毛東団地11・13・14・15号 残置ごみ撤去業務 ・今出市営住宅1・9号 残置ごみ撤去業務 ・今出市営住宅2・70号 残置ごみ撤去業務 ・公営住宅敷地内維持管理業務（今出69号）
原 因
老朽化が著しい市営住宅について、地元より早急に解体してほしいと要望が多く寄せられている中、退去者が出たため、早急に解体したいという思いから緊急度が高いと考え、随時発注をかけた。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
今後は、緊急性があるか精査し、緊急度の低いものについては、まとめて入札を行うよう努める。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(1) 支出負担行為について ② 外部修繕工事（ブロック塀フェンス化工事）において、分割発注されているように思われる事例が見受けられた。同じ大字の改良住宅であり、契約も1カ月間の間で契約、工期も重なっているのに経費削減、事務軽減の観点から入札で発注されたい。 ・小林改良住宅140号 契約R6.3.5 工事金額 968,000円 設計金額 972,400円 ・小林改良住宅142号 契約R6.2.27 工事金額 1,210,000円 設計金額 1,217,700円 ・小林改良住宅141号 契約R6.2.19 工事金額 819,500円 設計金額 826,100円 ・小林改良住宅 8号 契約R6.2.14 工事金額 990,000円 設計金額 1,004,300円
原 因
各住戸は入居者がおり、入居者からの依頼があつて現場確認の後発注するが、一つの事案を発注した直後に隣家より依頼されるといった出来事が重なったことによる。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
今後は、緊急性があるか精査し、緊急度の低いものについては、まとめて入札を行うよう努める。

指 摘 事 項 ・ 内 容			
(2) 委託及び契約事務について			
① 投棄処分業務委託において、設計価格が30万円以上であるにもかかわらず発注要求書が作成されていない事例が見受けられた。御所市物品購入及び業務委託等に係る入札及び契約事務取扱要綱第3条第2号に基づき作成されたい。			
・ 投棄処分委託料	今出市営住宅69号	残地ごみ処理撤去業務	385,000円
	今出市営住宅2号・7号	残地ごみ処理撤去業務	330,000円
(設計金額)	今出市営住宅1号・9号	363,000円	
	市営住宅戸毛東団地31～33号	319,000円	
	市営住宅元町南団地74号	310,200円	
原 因			
発注要求書の作成を失念していたもの。			
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針			
以後、要綱に基づく文書作成が行われているか再確認する。			

指 摘 事 項 ・ 内 容			
(2) 委託及び契約事務について			
② 令和6年3月31日に業務が完了または納品されているが、検収書の検収年月日が令和6年4月1日または5月1日になっている事例が見受けられた。4月以降の検収の場合、新年度予算からの支出となる。			
・ 市営住宅浄化槽等保守点検業務			
・ 市営住宅給水設備保守点検業務委託			
・ 令和5年度 市営住宅消防設備保守点検に基づく設備修繕			
原 因			
錯誤による記入間違いによるもの。			
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針			
以後、文書作成の際、記入間違いがないよう、チェックを重ねる。			

指 摘 事 項 ・ 内 容
(3) 書類関係について ① 家賃変更申請において、申請書に「収入が減少した」との理由で申請を受理しているが、根拠書類が提出されていないのに減免をしている事例が見受けられた。御所市営住宅条例施行規則第11条に「所得に関する必要な書類を添えて提出」とあるので、退職したならば離職証明書、収入が減少したならば給料明細等の根拠資料の提出が必須であると考ええる。(起案に添付されている所得が記載されているものは、市のPCでのコピーである。) ・収入再認定家賃更正通知書 市営住宅サン柏原 306号
原 因
申請者より、税情報の確認を担当課に行つてよい旨、毎年の収入申告時に同意を得ており、収入減で家賃負担が苦しい旨を相談されたときにも、直接担当課に確認してよいと合意を得ており、画面コピーを添付した。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
以後、入居者に根拠資料の提出を依頼するよう努める。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(3) 書類関係について ② 文書とファイルの保存年限の相違について、次の事例が見受けられた。 A 永年保存の文書が10年保存のファイルに綴られている事例が見受けられた。 ・行政財産使用許可書の発行について ・改良住宅の残置物撤去について
原 因
保存年限を確認せず、決裁文書を作成していた。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
指摘を受け、訂正済み。今後は、書類作成の際、保存年限を確認し、決裁文書を作成する。

指 摘 事 項 ・ 内 容	
(1) 支出負担行為について	
① 委託契約において、完了届は3月31日に提出されているが、4月1日に検収されている事例が見受けられた。	
・ 法定外公共物システム保守業務委託	
・ 御所市道路台帳等更新業務	
・ 御所市橋梁マネジメントシステム保守業務	
・ 御所市道路台帳システム保守業務委託	
・ 法定外公共物システム補正業務委託	
原 因	
事務処理上の認識の誤り。	
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針	
認識を改め事務処理を行う。	



御市農委告示第13号

御所市農業委員会を下記のとおり招集する。

記

- 1 招集日時
令和7年1月8日（水）
午後1時30分
- 2 招集場所
御所市役所新館3階 会議室B
- 3 案 件
(1) 農地法各条申請の審議
(2) その他

令和6年12月27日

御所市農業委員会
会長 壺井 和子



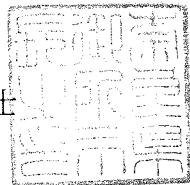


御所市告示第163号

御所市国民健康保険特定健康診査補助金交付要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和6年12月27日

御所市長 山 田 秀 士



御所市国民健康保険特定健康診査補助金交付要綱を廃止する告示
御所市国民健康保険特定健康診査補助金交付要綱（平成23年御所市告示第5
8号）は、廃止する。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。





御所市告示第164号

奈良県広域水道企業団の設立に伴う関係要綱の整理に関する告示を次のように定める。

令和6年12月27日

御所市長 山田 秀士



奈良県広域水道企業団の設立に伴う関係要綱の整理に関する告示

(御所市情報公開事務取扱要綱の一部改正)

第1条 御所市情報公開事務取扱要綱(平成13年御所市告示第13号)の一部を次のように改正する。

別表中水道局の欄を削る。

(御所市建設工事等に係る競争入札等参加業者選定審査会設置要綱の一部改正)

第2条 御所市建設工事等に係る競争入札等参加業者選定審査会設置要綱(平成21年御所市告示第94号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「(水道局長を除く。)」を削る。

(御所市建設工事等に係る入札参加資格停止措置要綱の一部改正)

第3条 御所市建設工事等に係る入札参加資格停止措置要綱(平成21年御所市告示第95号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「(水道局を除く。)」を削る。

(御所市物品購入及び業務委託等に係る入札及び契約事務取扱要綱の一部改正)

第4条 御所市物品購入及び業務委託等に係る入札及び契約事務取扱要綱(平成23年御所市告示第101号)の一部を次のように改正する。

第1条中「(水道局を除く。)」を削る。

(御所市物品購入及び業務委託等の契約に係る入札参加資格停止措置要綱の一部改正)

第5条 御所市物品購入及び業務委託等の契約に係る入札参加資格停止措置要綱(平成21年御所市告示第124号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「(水道局を除く。)」を削る。

別表第1措置要件の欄1中「(水道局が発注するものを含む。以下この表及び別表第2において同じ。)」を削る。

(御所市物品購入及び業務委託等に係る競争入札参加業者選定審査会設置要綱の一部改正)

第6条 御所市物品購入及び業務委託等に係る競争入札参加業者選定審査会設置要綱(平成16年御所市告示第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「(水道局長を除く。)」を削る。

(御所市開発指導要綱の一部改正)

第7条 御所市開発指導要綱(平成12年御所市告示第10号)の一部を次のように改正する。

第10条第4項を次のように改める。

- 4 事業者は、大和川流域総合治水対策として、大和川流域における総合治水の推進に関する条例(平成29年奈良県条例第13号。以下「総合治水条例」という。)に基づき、県と協議の上、雨水流出抑制施設を設置しなければならない。また、この告示に基づく開発事業で総合治水条例の適用を受けないものについても、調整池等の設置に努め、雨水流出抑制の対策を図らなければならない。

第11条を次のように改める。

- 第11条 事業者は、開発区域に給水するため上水道施設を設置するときは、あらかじめ奈良県広域水道企業団(以下「企業団」という。)と協議の上、その区域の規模、予定建築物の用途等を考慮した構造及び能力で、適切に配置するものとする。
- 2 上水道施設の施行等については、すべて企業団の定めるところによるものとする。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

御所市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部を改正する告示
を次のように定める。

令和6年12月27日

御所市長 山田 秀士



御所市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部を改正する
告示

御所市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱（令和元年御所市告示
第55号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

- （6）新制度幼稚園 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園のうち、法第27条第1項の規定による確認を受けた施設をいう。
- （7）公定価格 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年内閣府告示第49号)第1条第12号に掲げる公定価格をいう。

第4条第1項中「4,700円」を「新制度幼稚園の公定価格上の副食費徴収免除加算と同じ単価×20円」に改め、同条第3項中「235円」を「新制度幼稚園の公定価格上の副食費徴収免除加算と同じ単価」に改める。

様式第1号中「4,700円」を「新制度幼稚園の公定価格上の副食費徴収免除加算と同じ単価×20円」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、この告示による改正後の御所市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱の規定は、令和6年4月1日から適用する。

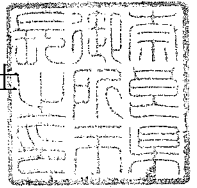


御所市訓令甲第8号

奈良県広域水道企業団の設立に伴う関係規程の整理に関する訓令を次のように定める。

令和6年12月27日

御所市長 山田 秀士



奈良県広域水道企業団の設立に伴う関係規程の整理に関する訓令
(御所市個人情報等の管理に関する規程の一部改正)

第1条 御所市個人情報等の管理に関する規程(平成27年御所市訓令甲第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「農業委員会事務局、御所市出納室設置規則(平成9年御所市規則第4号)第1条に規定する室並びに御所市水道局事務分掌規程(昭和49年御所市水道局管理規程第2号)第2条に規定する課」を「農業委員会事務局並びに御所市出納室設置規則(平成9年御所市規則第4号)第1条に規定する室」に改める。

(御所市災害対策本部規程の一部改正)

第2条 御所市災害対策本部規程(平成19年御所市訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、第10号を第9号とする。

別表中水道部の部を削る。

(御所市男女共同参画推進委員会設置規程の一部改正)

第3条 御所市男女共同参画推進委員会設置規程(平成22年御所市訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中第8号を削り、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第3号から第5号までを次のように改める。

(3) 市民協働部 1人

(4) 環境衛生部 1人

(5) 健康福祉部 3人

(御所市感染症及び家畜伝染病防疫対策本部規程の一部改正)

第4条 御所市感染症及び家畜伝染病防疫対策本部規程(平成16年御所市訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

別表予防接種班の項中「水道局長」を削り、「、産業建設部及び水道局」を「及び産業建設部」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

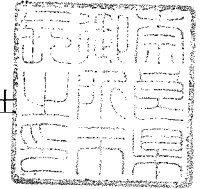


御所市告示第166号

指定管理者の指定を行いましたので、御所市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第7条に基づき下記のとおり告示します。

令和6年12月27日

御所市長 山田 秀士



記

1. 指定管理者に管理を行わせる施設

御所市大字名柄326番地の1
御所市郵便名柄館

2. 指定管理者に指定する団体

御所市大字名柄326番地の1
一般社団法人 吐田郷地域ネット
代表理事 池口 有子
代表理事 片上 公美
代表理事 米田 巧

3. 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで